

平成26年度計画の業務実績に関する自己評価結果

独立行政法人種苗管理センター

○評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準とする。

- ・ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。
 - S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）
 - A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）
 - B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。
 - C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
 - D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。
- ・ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。
 - S：－
 - A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
 - B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）
 - C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）
 - D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要

業務実績の総合評価

総合評価：

--

評価項目（大項目）	評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	B
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	B
第3 予算、収支計画及び資金計画	B
第4 短期借入金の借入に至った理由等	—
第5 不要財産の処分等に関する計画	B
第6 重要な財産の譲渡等の計画	B
第7 剰余金の使途	—
第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	B

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評価項目（評価単位）	評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	B
<input type="checkbox"/> 栽培試験の効率化 <input type="checkbox"/> 種苗検査業務の効率化 <input type="checkbox"/> 種苗生産の効率化 <input type="checkbox"/> 調査研究業務の効率化 <input type="checkbox"/> 業務運営一般の効率化	B B B B B
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	B
<input type="checkbox"/> 栽培試験業務の質の向上 <input type="checkbox"/> 種苗検査業務の質の向上 <input type="checkbox"/> 種苗生産業務の質の向上 <input type="checkbox"/> 調査研究業務の質の向上 <input type="checkbox"/> 種苗に係る情報の提供等 <input type="checkbox"/> 遺伝資源業務の質の向上	B B B B B B B
第3 予算、収支計画及び資金計画	B
<input type="checkbox"/> 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組 <input type="checkbox"/> 法人運営における資金の配分状況	B B
第4 短期借入金の借入に至った理由等	—
第5 不要財産の処分等に関する計画	B
第6 重要な財産の譲渡等の計画	B
第7 剰余金の使途	—
第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	B
<input type="checkbox"/> 施設及び整備に関する計画 <input type="checkbox"/> 職員の人事に関する計画	B B

評価項目	達成状況	評価
<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1-1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等</p>	<p>○栽培試験の効率化</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の国際調和、迅速化等</p> <p>ア CPVO（欧州品種庁）等、UPOV（植物新品種保護国際同盟）同盟国との審査協力の一環として、要請に応じ職員を同盟国に派遣するとともに、同盟国の専門家を受け入れ、栽培試験の実施方法や評価手法について他国の方法と調和を図りながら、我が国と海外の栽培試験結果の相互使用の推進に貢献する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の国際調和、迅速化等</p> <p>ア 栽培試験業務に関係する国際機関であるUPOV（植物新品種保護国際同盟）が開催する会議に職員を派遣する。また、CPVO（欧州品種庁）等、UPOV同盟国との審査協力の一環として、要請に応じ職員を同盟国に派遣するとともに、同盟国の専門家を受け入れ、栽培試験の実施方法や評価手法について他国の方法と調和を図る。</p>	<p>栽培試験の国際調和</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> CPVO（欧州品種庁）等、UPOV（植物新品種保護国際同盟）同盟国との審査協力の一環として、農林水産省からの要請に基づき、UPOVの開催する国際会議に延べ3名の職員を派遣し、栽培試験の実施方法及び評価方法等について他国の方法と調和を図るため、サルビアの審査基準について提案した。なお、同盟国からの専門家の受入れについては、農林水産省からの要請はなかった。（表1-1-1参照） また、UPOVが行うレタスリングテストに参加した。 	<p>B</p>
<p>【中期計画】</p> <p>イ 農林水産省の品種登録迅速化総合電子化システム（VIPPS）を利用した栽培試験情報の活用・共有を進め、更なる報告書作成の迅速化により、栽培試験終了後平均して80日以内に農林水産省に栽培試験の結果を報告する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>イ 農林水産省の品種登録迅速化総合電子化システム（VIPPS）を利用した栽培試験情報の活用・共有を進め、更なる報告書作成の迅速化により、栽培試験終了後平均して82日以内に農林水産省に栽培試験の結果を報告する。</p>	<p>栽培試験結果報告の迅速化</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培試験業務管理システムによる進行管理の徹底、実施農場における確実な報告書の検定の実施、報告書作成支援システムと農林水産省のVIPPSの連携した活用及び実施点数の多い植物種類の効率的な報告書の作成等を行い、栽培試験終了後平均して82日で農林水産省に報告書を提出した。（表1-1-2参照） 	<p>B</p>
<p>【中期計画】</p> <p>ウ 栽培試験の実施に当たって、栽培適地での実施を原則として適切な農場及びほ場を選択するとともに、流通品種の特性や入手先等の品種情報データベースの充実を図ることにより対照品種の選定等を的確かつ迅速に行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>ウ 出願品種の栽培に適した農場及びほ場を的確に選択するとともに、対照品種の選定等を的確かつ迅速に行うため、流通品種の特性や入手先等の品種情報データベースの充実を図る。</p>	<p>◇栽培試験実施の合理化</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培試験の実施に当たって、品種特性を考慮した試験実施場所の選択を的確に行うとともに、栽培試験業務管理システムに流通品種の特性及び入手先等の情報を入力し、内容の充実を図り、同データベース及びVIPPSのデータを活用することにより、対照品種の選定を的確かつ迅速に行った。（表1-1-3参照） 	<p>B</p>

<p>【中期計画】 エ 一部の植物種類において実施している栽培試験の民間委託について、審査データの海外との相互利用の可能性や民間の栽培試験に係る能力を見極めつつ、民間に委託する植物等を選定し、公募案件数を拡大する。</p> <p>【年度計画】 エ 一部の植物種類において実施している栽培試験の民間委託について、審査データの海外との相互利用の可能性や民間の栽培試験に係る能力を見極めつつ、民間に委託する植物等を選定し、公募案件数の拡大に努める。</p>	<p>◇公募案件数の拡大</p> <p>【事業報告】 ・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月閣議決定。以下、「見直し基本方針」という。）に則し、出願品種栽培試験委託先募集実施要領に基づき公募対象植物の検討を行ったが、新たに選定基準を満たす植物種類がなかったため、昨年と同じ11種類となった。これら11種類の公募対象植物のうち出願のあった6種類6件（えぞぎく（旧アスター）種、けいとう属、コリウス属、ストック種、にちにちそう（旧ピンカ）種及びおうごんかずら種）24品種について公募を行ったが、応募はなかった。（表1-1-4参照）</p>	B
<p>【中期計画】 オ 審査コストの一層の効率化を図るため、栽培試験の結果についての所内での検定・報告・決裁について、電子媒体による事務処理を推進する。</p> <p>【年度計画】 オ 栽培試験の結果についての所内での検定・報告・決裁について、電子媒体による事務処理を推進する。</p>	<p>◇栽培試験結果の電子媒体による事務処理の推進</p> <p>【事業報告】 ・栽培試験結果の検定及び決裁は紙ベースで行うが、一部の栽培試験結果の農場から本所への報告は、VIPSを活用し、電子媒体により行った。また、栽培試験業務の管理は、栽培試験業務管理システムを活用して推進した。</p>	B
<p>【中期計画】 （2）効率的な育成者権の侵害対策及び活用促進 ア 育成者権侵害の相談等に対して全国的に機動的な対応が可能となるよう、品種保護対策役の併任発令により、7農場20名体制を維持しながら効率的な運営を行う。</p> <p>【年度計画】 （2）効率的な育成者権の侵害対策及び活用促進 ア 育成者権侵害の相談等に対して全国的に機動的な対応が可能となるよう、品種保護対策役の併任発令により、7農場20名体制を維持しながら効率的な運営を行う。その際、新たに任命された者に対して品種保護Gメン研修及び資格試験を実施する等により品種保護対策役等の資質の向上を図る。</p>	<p>◇育成者権侵害の相談等に対する効率的な運営</p> <p>【事業報告】 ・育成者権侵害の相談等に対して全国的に機動的な対応ができるよう、併任発令により品種保護Gメン（品種保護対策役及び副品種保護対策役）を7農場に20名配置した。（表1-1-5参照） ・新たに任命された者に対して品種保護Gメンの資格要件の規程に基づき、品種保護Gメン研修及び資格認定試験を実施した。 ・全員参加による品種保護Gメン会議を開催し、品種保護Gメン間の情報の共有を図るとともに、資質向上を図るため、育成者権者等からの相談への回答のシミュレーションを行った。また、熟練度試験によりその到達度を確認した。 ・品種保護Gメンセミナーは、eメールを活用し、年間10回実施した。</p>	B
<p>【中期計画】 イ 品種保護Gメンに対し、制度未整備国等から派遣要請があった場合は、要請国の品種保護の状況等を踏まえ、品種保護Gメンが対応可能な方法によって十分に効果が発揮できる場合に必ずのこととし、その判断のための基準を平成23年度に策定し、基準に照らして派遣する。</p> <p>【年度計画】 イ 品種保護Gメンに対し、制度未整備国等から派遣要請があった場合は、平成23年度に策定した基準に照らして派遣する。</p>	<p>◇品種保護Gメンの効果的な海外派遣</p> <p>【事業報告】 ・品種保護Gメンの海外派遣について、農林水産省からUPOVのBMT（生化学及び分子技術作業部会）及び「品種保護における分子マーカー利用に関するシンポジウム」（韓国）の開催に際し、品種保護Gメン1名の派遣要請があったので、23年度に定めた品種保護Gメンの海外への派遣基準に照らして妥当なものであったので職員を派遣した。</p>	B

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-2 農作物（飼料作物を除く。）の種 苗の検査、指定種苗の集取、立入 検査等</p>	<p>○種苗検査業務の効率化</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 （1）種苗検査の集約化 ア 本所における所要の施設整備が 整い次第、可能な限り早期に実験室 における品質検査（発芽検査、純潔 種子検査、病害検査等）を全て本所 へ集約する。また、北海道中央農場 及び西日本農場における室内検査の 廃止に合わせた適正な人員配置を行 う。</p> <p>【年度計画】 （1）種苗検査の集約化 ア 実験室における品質検査（発芽 検査、純潔種子検査、病害検査等） を全て本所で実施する。また、北海 道中央農場及び西日本農場における 室内検査の廃止に合わせた適正な人 員配置を行う。</p>	<p>◇種苗検査業務の本所への集約化</p> <p>【事業報告】 ・前年度竣工した総合種苗保管・検査棟に種苗検査業務を移行した。これに合わ せ、実験室における品質検査を全て本所に集約した。また、北海道中央農場及 び西日本農場における室内検査の廃止に合わせた適正な人員配置を行った。</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 イ 種苗法第63条に基づく指定種 苗の集取について、検査実施農場以 外の農場における職員をも活用して 効率的に行う。</p> <p>【年度計画】 イ 種苗法第63条に基づく指定種 苗の集取について、検査実施農場以 外の農場における職員をも活用して 効率的に行う。</p>	<p>◇指定種苗の集取の効率化</p> <p>【事業報告】 ・沖縄農場に配置した指定種苗検査職員に同県内における指定種苗の集取を行わ せ、雲仙農場からの集取は九州限りとするにより、効率化を図った。</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 （2）検査手数料の見直し 種苗業者等からの依頼に基づく検 査については、受益者に対し適正な 負担となっているか点検し、管理費 も含めて検査コストに見合った料金 となるように平成23年度から手 料を見直す。</p> <p>【年度計画】 平成26年度からの検査手数料 は、消費税率の変更を加えた価格と する。</p>	<p>◇検査手数料の見直し</p> <p>【事業報告】 ・26年度からの検査手数料は、26年4月の消費税率の変更を加えた価格とした。</p>	<p>B</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等</p>	<p>○種苗生産の効率化</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (1) 原原種生産の効率化 ア 「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)に即し、道県の需要に対応した原原種の生産及び配布を行う。原原種生産に当たっては、生産品種数の増加、無病性及び品質の維持・向上等の要望に対応しつつ、生産量当たりの労働時間及びコストを把握し、以下の対策を講じその低減を図る。</p> <p>【年度計画】 (1) 原原種生産の効率化 ア 「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)に即し、道県の需要に対応した原原種の生産及び配布を行う。原原種生産に当たっては、生産品種数の増加、無病性及び品質の維持・向上等の要望に対応しつつ、生産量当たりの労働時間及びコストを把握し、以下の対策を講じ、効率的な原原種の生産を図る。</p>	<p>◇ばれいしょ原原種生産量当たりの労働時間及びコストの把握によるその低減</p> <p>【事業報告】 ・ばれいしょ原原種生産について、増殖段階別・科目別経費を把握し、増減理由の分析結果や優良事例を農場間で共有した。 ・ばれいしょの種苗生産業務に要した経費は、減価償却費及び雑給等の物件費は減少したが、人件費が増加したことから、848百万円と対前年度比104.5%となり、1袋(20kg)当りの業務コストは12,088円と対前年度比106.1%となった。 ・経費労働時間調査を取りまとめ、担当部長等会議において、コストの分析を行った。 (表1-3-1参照)</p> <p>【特記事項】 ・人件費が増加した要因は、24年度から実施された「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年2月29日法律第2号)による給与の特別減額措置の期間が25年度末で終了したためであり、不適切な運営によるものではない。なお、人件費は22年度比95.3%と減少しており、種苗生産業務に要した経費においても同比92.5%と減少している。</p> <p>◇さとうきび原原種生産量当たりの労働時間及びコストの把握によるその低減</p> <p>【事業報告】 ・さとうきび原原種生産について、増殖段階別・科目別経費を把握し、増減理由の分析結果や優良事例を農場間で共有した。 ・さとうきびの種苗生産業務に要した経費は、人件費及び農業費が増加したことから157百万円と対前年度比105.5%となったが、台風災害対策で危険率の見直しを行った結果、生産計画数量が増加し千本当たりの業務コストは56,874円と対前年度比91.7%となった。 ・経費労働時間調査を取りまとめ、担当部長等会議において、コストの分析を行った。 (表1-3-1参照)</p>	<p>C</p> <p>B</p>
<p>【中期計画】 (ア) 病害虫の侵入及び発生の防止に留意しつつ、排水改良、有機質の施用等により土壌改良を図る。</p> <p>【年度計画】 (ア) 土壌改良方針に基づき、病害虫の侵入及び発生の防止に留意しつつ、排水改良、有機質の施用等により土壌改良を行うとともに、土壌改良の効果について検証を行い、必要に応じて土壌改良方針を見直す。</p>	<p>◇土壌改良の推進</p> <p>【事業報告】 ・土壌改良方針に基づき作成した農場ごとの土壌改良方策により、病害虫の侵入及び発生の防止に留意しつつ土壌改良を図った。 ・各農場の土壌分析を、胆振農場において6農場分137点、西日本農場において4農場分293点を集中的に実施した。分析結果を基に各農場の具体的な土壌改良の進捗状況及び効果を検証し、火山灰土及び黒ぼく土の土壌が多いことでリン酸吸収係数が高いほか、土壌中のカルシウムや微量要素が不足している農場が多いことから、微量要素含有肥料や土壌改良材等を施用するとともに、胆振農場においては腐植含量の向上を図るためピートモスの施用を行った。 ・また、近年豪雨、長雨等による土壌流亡等の被害が多いことから、土壌の膨軟化及び排水対策として、明渠、暗渠の再整備を進め、心土破碎の回数を増やしているところである。</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (イ) 施設・機械等の更新・導入に当たっては、性能の向上を図るとともに、業務実施体制に合わせ重点的配置による機械器具費の低減を図る。</p> <p>【年度計画】 (イ) 施設・機械等の更新・導入に当たっては、性能向上を図るとともに、業務実施体制に合わせ重点的配置による機械器具費の低減を図るため、機械等機種選定委員会等により最適な機械・機種を選定し配置を行う。また、機械整備に関する講習等により保守管理の徹底を図る。</p>	<p>◇施設・機械等の性能の向上と重点的配置による機械器具費の低減</p> <p>【事業報告】 ・機械・器具等の導入に当たっては、緊急性、業務改善効果等を勘案して絞り込むとともに、固定資産物品について、各農場において機種選定委員会を開催し、最適な機械機種を選定し、トラクターほか2件を導入した。</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (ウ) ばれいしょ原原種生産において、規格内歩留まりの向上等により</p>	<p>◇ばれいしょ原原種の規格外等の余剰の発生の縮減</p>	<p>B</p>

<p>規格外品等の余剰の発生の縮減に努める。</p> <p>【年度計画】 (ウ) ばれいしょ原原種生産において、栽培管理や選別作業の改善により規格内歩留まりの向上に努めるとともにジベレリン処理による規格内歩留まりの向上効果の検証と次世代への影響の評価を行う。</p>	<p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽植密度、施肥量の見直しによる特大塊茎比率の低減や掘り取り、選別時の機械作業による傷・打撲の軽減に努めた。 ・北海道中央農場において、(独)農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センターの指導の下、全粒植えに適した小粒種いも(30g~90g)の安定的生産方法の検討として、前年度に引き続き、小粒塊茎生産技術の確立に向け、ジベレリン処理による品種ごとの効果や次世代への影響等の調査を行った。 	
<p>【中期計画】 (エ) さとうきび原原種生産においては、台風被害を軽減するため、防風林等を整備して安定生産に努める。</p> <p>【年度計画】 (エ) さとうきび原原種生産においては、台風被害を軽減するため、災害発生時の対応や種苗の確保対策等について台風対策マニュアルに沿って適切に管理する。</p>	<p>◇さとうきび原原種生産における台風被害の軽減対策の実施</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風対策マニュアルに沿って、台風襲来に備え原原種の剪葉等により台風被害の軽減に努めた。 ・25年度に沖縄農場に整備した防風林・防風柵について、定植した樹木や周辺環境の維持管理を行った。 ・また、沖縄農場における危険率の見直し及び沖縄県と鹿児島県の共通品種の鹿児島農場での別途生産により安定生産を行った。 	B
<p>【中期計画】 イ ばれいしょ原原種について、民間におけるマイクロチューバー等の器内増殖技術を用いた原原種生産の状況を的確に把握するため、関係者による協議会を開催し、民間等のニーズを踏まえ、民間等への部分的な移行を引き続き行う。</p> <p>【年度計画】 イ 関係者による協議会を開催し、民間におけるマイクロチューバー等の器内増殖技術を用いた原原種生産の状況等について、意見の交換、情報の共有を行う。</p>	<p>◇民間等のニーズを踏まえた民間等への部分的な移行</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業が作出した早期普及品種の種いも(ハウスチューバー)を用いた原原種生産及び配布の要請はなかった。 ・マイクロチューバー等を用いた原原種を利用する原原種生産道県・団体及び原原種を生産する企業等からなる「ばれいしょ原原種の安定供給に関する協議会」を開催し、原原種の安定供給の確保について、意見の交換、情報の共有を行った。 	B
<p>【中期計画】 (2) ばれいしょ原原種配布価格の見直しと余剰種苗等の販売量の増加</p> <p>ア ばれいしょ原原種について、関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなくその配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。なお、そのための価格改定は平成23年度から行う。</p> <p>【年度計画】 (2) ばれいしょ原原種配布価格の見直しと余剰種苗等の販売量の増加</p> <p>ア ばれいしょ原原種について、23年度に関係都道府県や生産団体と協議して決定した配布価格に、消費税率の変更を加えた価格により配布する。</p>	<p>◇ばれいしょ原原種配布価格の引上げによる自己収入の拡大</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「見直し基本方針」に則し、関係道県や生産者団体等と協議・決定した価格に、消費税率の変更を加えた2,849円/袋(20kg)で販売した。 	B
<p>【中期計画】 イ 余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗の一般種いも等としての販路拡大について、平成23年度から関係機関と協議を進めるとともに、自己収入の拡大に向けた取組方策を検討し、その具体化を図る。</p> <p>【年度計画】 イ 余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗について、23年度の関係機関との協議を踏まえ、原原種の余剰見込み及び規格外品の発生見込みを早期に把握し、3段階増殖体系に影響のないよう、ばれいしょ種苗の取扱団体に一般種いも等として販売する。</p>	<p>◇余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗の一般種いも等としての販売量の増加による自己収入の拡大</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「見直し基本方針」及び独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成22年11月総務省政策評価・独立行政法人評価委員会決定。以下「勧告の方向性」という。)に則し、余剰・規格外原原種の一般種苗用としての販売拡大に向け、需要情報を収集するとともに、必要に応じて随時関係機関との協議を行い、余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品の14.6%に当たる9,385袋(9,996千円)を一般種苗用(環境浄化用種苗含む)として販売した。(表1-3-2参照) ・従来、許諾の関係で一般種苗用として販売していなかった登録品種について販売対象品種を拡大し、許諾料を支払い販売した。 	B

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-4 1~3の業務に係る技術に関する調査及び研究</p>	<p>○調査研究業務の効率化</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (1) 調査研究成果目標の明確化 技術の改良や試験研究機関で開発された成果の導入・実用化を行うことを主眼として調査研究基本計画を策定し、「重点調査研究課題の5年後の主要な技術開発目標」において、期待される業務の改善に係る達成目標を定め、業務と一体的に取り組む。</p> <p>【年度計画】 (1) 調査研究成果目標の明確化 (2 3年度に措置済み)</p>	<p>◇調査研究成果目標の明確化</p> <p>【事業報告】 ・該当なし。</p>	<p>—</p>
<p>【中期計画】 (2) 調査研究課題の重点化等 調査研究の対象について、候補から選択を要する案件が生じた場合は、学識経験者からなる調査研究評価委員会により事前・期中・完了後の評価を行い、事業の選定・実施に反映させる。また、重点調査研究課題について、調査研究評価委員会において毎年度評価を行い、評価結果を課題の実施に適切に反映させることにより、調査研究課題の重点化及び透明性の確保を図る。</p> <p>【年度計画】 (2) 調査研究課題の重点化 重点調査研究課題について、調査研究評価委員会において評価を行い、評価結果を課題の実施に適切に反映させることにより、調査研究課題の重点化及び透明性の確保を図る。</p>	<p>◇調査研究課題の重点化</p> <p>【事業報告】 ・学識経験者4名から成る調査研究評価委員会を開催し、重点調査研究5課題の26年度実績及び27年度計画案について評価を行い、評価結果を調査研究運営委員会における27年度計画の策定に反映した。</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (3) 試験研究機関との連携と外部資金の活用 調査研究を進めるに当たっては、試験研究機関等と情報交換・共同研究を行うなどの密接な連携を図るとともに、外部資金の積極的な活用を図る。</p> <p>【年度計画】 (3) 試験研究機関との連携と外部資金の活用 試験研究機関等との情報交換や協定研究・共同研究等を行うとともに、外部資金の積極的な活用を図る。</p>	<p>◇試験研究機関との連携と外部資金の活用</p> <p>【事業報告】 ・以下の委託研究を受託し、外部資金の活用を図った。 「遺伝資源の効率的保全技術等の開発（超低温事業保存の実装のためのシステム構築）」（代表機関：（独）農業生物資源研究所）に参画し、ばれいしょの健全かつ斉一な培養材料の増殖のため、継代サイクル、培養条件等の検討を分担実施した。 「平成26年度輸出種苗病害検査手法実用化委託事業」を受託し、「キャベツの黒すす病検査手法の実用化」及び「メロンのCGMMV罹病種子製作手法の実用化」について調査を実施した。 このほか、（独）農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センターらとともに「健全種ばれいしょ生産のためのジャガイモ黒あし病の発生要因の解明と高度診断法の開発」を、また、（独）農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センターらとともに「有害動植物の検出・同定技術の開発」を農林水産省の研究資金に応募した。 ・以下の協定研究を実施した。 「DNA品種識別技術の開発と利用に関する研究」（（独）農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所） 「DNA品種識別技術の開発と利用に関する研究」（（公財）かずさDNA研究所及び株式会社LSIメディアエンス） 「ジャガイモウイルスの分離同定・発生生態に関する研究」（（独）農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター及び（国）宇都宮大学） 「遺伝子組換え植物のDNA検知技術に関する研究」（（独）農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所） 「ジャガイモの異型発生の原因究明に関する研究」（（独）農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター及び（国）帯広畜産大学） ・このほか、試験研究機関等の協力を得て、植物生長調節物質（セオブロキシド）の入手、ばれいしょ塊茎のカルシウム分析を行うとともに、マイクロチューバーの器内培養に関する情報及びポスピウイルス属の検査法に関する情報の収集を行った。</p>	<p>B</p>

<p>【中期計画】 (4) 知的財産権の管理 センターの知的財産基本方針に基づき、特許収入を確保するとともに、保有する特許権について、毎年度、必要性を検討する。</p> <p>【年度計画】 (4) 知的財産権の管理 センターの知的財産基本方針に基づき、保有する特許権の活用を図るとともに、その維持について必要性を検討する。</p>	<p>◇知的財産権の管理</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「種苗管理センター知的財産基本方針」に基づき、種苗管理センターが保有する特許（植物種子の病原菌検査法：日本国及び米国）について、INPIT（工業所有情報・研修館）等のデータベースを活用するとともに、契約締結を検討している企業からの照会への対応や、特許に係る技術の紹介等を行った。許諾契約を締結している国内3社（26年度に新たに締結した1社を含む）に対しては適切に実施するよう指導した。 ・職務発明審査会を開催し、今後とも更に多くの許諾契約を締結し利用を促進することが重要であることから、次年度も維持することとした。 	<p>B</p>
---	--	----------

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-5 業務運営一般の効率化</p>	<p>○業務運営一般の効率化</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (1) 効率化目標の設定 センターが行う業務の動向、各農場の立地条件等を踏まえ、1～4に掲げる業務運営の効率化に併せ、技術専門職員の高度化に関する計画に基づき、非常勤オペレータを採用、若しくは派遣会社へ委託し、技術専門職員の業務の一部のアウトソーシングを進める。 運営費交付金で行う業務のうち一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。 なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。</p> <p>【年度計画】 (1) 効率化目標の設定 センターが行う業務の動向、各農場の立地条件等を踏まえ、1～4に掲げる業務運営の効率化に併せ、技術専門職員の高度化に関する計画に基づき、技術専門職員が担当する業務については、研修を行いながら、栽培試験業務並びに原原種生産及び配布業務に係る検定等の専門的技術を要する業務にシフトし、ほ場管理作業等における単純作業については作業の内容を精査し非常勤オペレータの採用や派遣会社への委託により、アウトソーシングを行う。 運営費交付金で行う業務のうち一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。 なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。 さらに、施設・機械等の有効利用等により、温室効果ガスの排出の抑制等に努める。 また、夏期及び冬期の節電に努める。</p>	<p>◇技術専門職員の業務の一部のアウトソーシングの推進</p> <p>【事業報告】 ・技術専門職の職務の高度化計画に基づき、一般職員が担当していた栽培試験業務や病害検定等の専門技術を要する業務についてOJTを行う一方、非常勤オペレータや派遣職員の活用により技術専門職員の業務の一部をアウトソーシングした。</p> <p>◇一般管理費及び業務経費の縮減</p> <p>【事業報告】 ・運営費交付金で行う業務のうち（人件費を除く。）一般管理費については、契約について競争入札を原則として競争性を高めるとともに、本所で対応可能な契約は全て本所で実施するなどに取り組んだほか、旅費交通費の大幅な削減及び消耗品費を最小限の支出に抑えたことにより、対前年度比13.3%（基準年度に対し年平均では10.3%）を削減した。また、業務経費についても、新築した総合種苗保管・検査棟に係る水道光熱費が増加したが、農業用資材の一括調達や資材・消耗品及び機械器具等の更新による支出を最小限に抑えたことから、対前年度比23.6%（基準年度に対し年平均では7.3%）の削減となった。 （表1-5-1参照）</p> <p>【特記事項】 ・一般管理費では対前年度比13.3%減、業務経費では対前年度比23.6%減と目標を大きく上回っており、A評価とした。</p> <p>◇一般管理費の自己評価と見直し</p> <p>【事業報告】 ・26年度無駄削減目標に取り組んだ結果、カラーコピー・プリントの低減、出張時におけるバック商品等の活用による出張旅費単価の減、節電や携帯電話のグループ内無料通話の活用等による経費の節減に努めた。27年度無駄削減取組目標の策定にあたっては、前年度の取り組みの実効性を点検するなど自己評価を厳格に行い、当該目標を策定するとともに、種苗管理センターのホームページ（http://www.ncss.go.jp）で公開した。 ・政府の「当面の地球温暖化対策に関する方針」（25年3月）に基づき、種苗管理センターが20年度に策定した温室効果ガスの抑制等実施計画に準じて、施設・機械の効率的な利用等により温室効果ガスの排出量の削減を図った結果、基準年の18年度比93.8%となった。（対前年度比106.0%）これは前年度竣工した総合種苗保管・検査棟の稼働を立ち上げるために必要な電気の使用量が急増したためである。 ・政府の「2014年度の夏期の電力需給対策について」（26年5月）及び「2014年度冬期の電力需給対策について」（26年10月）に基づく節電要請の周知を図った。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>
<p>【中期計画】 (2) 人件費の適正化等 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、センター全体の</p>	<p>◇給与水準の検証並びに検証結果及び取組状況の公表</p> <p>【事業報告】 ・国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について、25年度の業績、26年度の人員の適正な配置及び合理化などを厳しく検証し、検証結果や取組状況を公表した。職員と国家公務員との給与水準（年額）の比較指数（事務・技術職員）は94.5となった。</p> <p>◇総人件費の見直し</p> <p>【事業報告】 ・人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く）について、23年度までの国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役員給与については、26年度の人事院勧告に基づき、初任給・若年層を重点的に官民格差等に基づく給与水準を改定するため平均0.3%の俸給月額引上げを26年4月1日に遡って改正、交</p>	<p>B</p> <p>B</p>

<p>人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組みを踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。</p> <p>なお、一般職員等については、新たな人事評価制度の円滑な運用を図り、役員と同様に業務実績評価を報酬に反映させる。</p> <p>【年度計画】 (2) 人件費の適正化等 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>なお、一般職員等については、人事評価制度の円滑な運用を図り、役員と同様に業務実績評価を報酬に反映させる。</p>	<p>通用品使用者の通勤手当について使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引上げを26年4月1日に遡って改正、勤勉手当の支給割合の年間0.15月分の引上げを実施し26年12月期に支給した。さらに俸給表の改正に伴う昇格時号俸対応表の改正及び26年度に昇格に関する経過措置の規程を26年4月1日に遡って実施した。</p> <p>なお、26年度人事院勧告の27年4月から30年までの給与制度の総合的見直し分（俸給表の改正、地域手当の改正、諸手当の改正、寒冷地手当の見直し、再雇用職員に新に単身赴任手当を支給）と見直し初年度の改正原資を得るための27年1月昇給の1号俸抑制の代償措置等については、労働組合と実施内容等について交渉中である。</p> <p>◇人事評価制度の円滑な運用</p> <p>【事業報告】 ・能力・実績主義に基づく人事管理原則を踏まえ、6月期の勤勉手当、12月期の勤勉手当及び27年1月期昇給において、人事評価による業務実績評価を的確に反映した。</p>	B
<p>【中期計画】 (3) 契約の点検・見直し ア 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行い、その結果を公表する。</p> <p>また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。</p> <p>【年度計画】 (3) 契約の点検・見直し ア 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行い、その結果を公表する。</p> <p>また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。</p>	<p>◇随意契約の見直しの徹底及びその結果の公表</p> <p>【事業報告】 ・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月閣議決定）に基づき、22年5月に策定した随意契約等見直し計画に即して取り組むとともに、引き続き契約監視委員会において競争性のない随意契約の見直しを徹底し、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているかを定期的に点検し、不参加業者からの聴き取りや入札公告期間の延長等の見直しを行った。</p> <p>・その結果、国と同様の一般競争基準（工事250万円超、物品160万円超等）の適用により対象となる45件、364百万円の契約のうち、一般競争入札は37件、342百万円、企画競争は0件、随意契約は8件、23百万円であった。</p> <p>なお、20年度に締結した競争性のない随意契約15件、56百万円のうち、引き続きこれに該当する競争を許さない契約は7件、17百万円であった。</p> <p>また、一般競争契約37件のうち、一者応札は9件（24%）であり、一者応札の要因としては、契約の規模が業者の希望する条件に合致しなかったため、等であった。</p> <p>（表1-5-2及び3参照）</p> <p>・一般競争契約及び随意契約に関する情報については、種苗管理センターのホームページで公表した。</p> <p>◇密接な関係にあると考えられる法人との契約の透明性の確保</p> <p>【事業報告】 ・密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況についての情報を種苗管理センターのホームページに掲載するとともに、入札公告にその旨を記載した。</p> <p>なお、現時点において、種苗管理センターの情報公開の対象となる法人はない。</p>	B
<p>【中期計画】 イ 規格外品等をでん粉原料用として売り払いする場合は、契約方法を見直し、少額随意契約に該当する場合を除き、平成23年度から一般競争入札を導入する。</p> <p>【年度計画】 イ 規格外品等をでん粉原料用として売り払いする場合は、少額随意契約に該当する場合を除き、原則として一般競争入札を行う。</p>	<p>◇規格外品等をでん粉原料用として売り払いする場合の一般競争入札の導入</p> <p>【事業報告】 ・契約事務取扱規程に基づき、余剰・規格外原原種をでん粉原料用として売却する場合は、少額随意契約に該当する場合を除き、一般競争入札を実施した。</p>	B
<p>【中期計画】 (4) 保有資産の見直し等 毎年度、土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、経済合理性の観点に沿って、その保有の必要性について検討を行</p>	<p>◇土地・建物等、資産の保有の必要性の検討と国への返納等</p> <p>【事業報告】 ・土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、その保有の必要性について検討を行い、将来使用が予定されていない固定資産については</p>	B

<p>い、支障のない限り、国への返納等を行う。なお、八岳農場においてばれいしょ原原種生産業務に用いていた施設について、今後、利用が見込まれないものは国への返納を含めて処分を検討する。</p> <p>【年度計画】 (4) 保有資産の見直し等 土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、経済合理性の観点に沿って、その保有の必要性について検討を行い、支障のない限り、国への返納等を行う。なお、八岳農場においてばれいしょ原原種生産業務に用いていた施設について、今後、利用が見込まれないものは国への返納を含めて段階的な処分の検討を進める。</p>	<p>減損を認識した。また、宿舍及び福利厚生施設は保有していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場の不要施設の処分については、不要資産となる建物・設備の設置場所が借地であり、借地の土地賃貸借契約を解約する場合には、原状回復（更地）することとなっている。しかしながら、原状回復（更地）するには相当の費用が必要のため、不要資産となる建物等を解体撤去することなく借地保有者に売却することも考慮に入れた段階的な借地等返還計画を借地保有者に提案し、協議を進めてきたところである。協議の結果、借地保有者からの購入希望がないという意向が示されたことから、不要施設の解体予算を確保し借地を更地にした上で、段階的な借地の返還を進める。 	
<p>【中期計画】 (5) 内部統制の充実・強化等 ア リスク管理委員会を設置し、センターのミッション遂行の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う。</p> <p>【年度計画】 (5) 内部統制の充実・強化等 ア 平成26年度リスク対応計画に基づきリスクへの適切な対応に取り組む。また、実施状況についてリスク管理委員会において報告するとともに、結果を検証し改善策を盛り込んだ平成27年度リスク対応計画を策定する。</p>	<p>◇リスク管理委員会の設置と円滑な運営</p> <p>【事業報告】 ・種苗管理センターにおいて重点的かつ継続的に取り組む必要のある以下の4つの課題及びリスク基本台帳を定めた平成26年度リスク対応計画（リスク管理委員会決定）について、農場長への通知及び職員専用ホームページへの掲載などにより周知を図り、本所及び農場において適切なリスク対応に取り組んだ。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 需要に即した原原種の安定的生産を図るための自然災害（台風、土壌流失施設等損壊）対策 ② ばれいしょ原原種の品質向上を図るための収穫時の高温障害、輸送中・出荷待ちでの凍結による萌芽不良対策 ③ 植物遺伝資源の確実な保存を図るための滅失防止対策 ④ 農作業中の事故・健康被害の防止対策 <p>さらに、27年3月にリスク管理委員会を開催し、平成26年度リスク対応計画について実施内容及びリスク低減・回避の目標に対する達成度・効果について検証し、かつ各委員の意見を反映して平成27年度リスク対応計画を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、内部統制の充実・強化のため、毎週開催される本所内会議、毎月開催される本所と農場の全体会議、年2回の農場長等会議、役員会及びコンプライアンス委員会等、マネジメントを補佐する内部組織が整備・運営されている。 また、本所部課室ごと、各農場ごとの予定及び懸念事項等についての報告、業務実施状況の点検・評価といったモニタリング機能により、重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底が図られるようにした。ミッション等の周知徹底については、中期計画前文にセンターのミッションを掲げ、職員向けホームページに「種苗管理センター業務推進指針」及び「行動規範」を掲載し、会議・出張・研修の機会あるごとに、報告、講話・講義、意見交換を通して、役員員に向けミッション等の周知徹底を行った。 監事は、本所及び3農場について監事監査を実施し、監査結果について文書で理事長に報告した。また、マネジメント、内部統制、評価等に係る各種会議（役員会、農場長会議、契約監視委員会、入札監視委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会）に出席し業務の効率化や改善に向けた取組について意見を述べた。さらに、農林水産省で開催された財務諸表検討会に出席し、財務に係る報告を行った。 独立行政法人通則法の改正に伴う内部統制システムの確立に向けた業務方法書の改正と、これを踏まえた関連規程の整備を行った。 	B
<p>【中期計画】 イ 情報セキュリティポリシーの周知を徹底するとともに、情報セキュリティ規程に基づき研修等を実施し、職員の意識向上を図る。また、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するため、規則等の策定、見直しを行い、個人情報を含め情報セキュリティを確保する。</p> <p>【年度計画】 イ 情報セキュリティ規程に基づき研修等を実施し、役職員の情報セキュリティに対する意識向上を図り、個人情報を含めセンターが有する情報の適切な管理を行う。</p>	<p>◇情報セキュリティ対策の推進</p> <p>【事業報告】 ・情報セキュリティ規程に基づく研修等として、情報セキュリティに係るPC取扱い説明会（本所職員10名が参加）を開催、農林水産技術会議事務局筑波事務所が行った情報セキュリティ研修への参加（本所職員43名が聴講）を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティに係る意識を向上させるため、情報セキュリティ規程実施細則等に基づく各種手続を平易に解説した「情報セキュリティのお知らせ」を作成し、全職員を対象に8回送信した。 	B

評価項目	達成状況	評価
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>第2-1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等</p>	<p>○栽培試験業務の質の向上</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の実施体制の強化等</p> <p>ア 栽培試験については、全出願品種を対象とすることを原則としつつ、効率的に実施するものとし、実施に当たっては、農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、計画的かつ的確に実施する。</p> <p>また、出願動向を踏まえ、栽培試験に必要な人員の配置、施設整備等を進め、農林水産省から栽培試験を指示された品種(中期目標終了年度の実施点数は、前年度出願点数(特性審査のうち資料調査によるものを除く。)の70%以上)について確実に実施する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>栽培試験については、農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、農林水産省からの通知に基づき栽培試験実施計画を的確に作成する。</p> <p>また、出願動向を踏まえ、栽培試験に必要な人員の配置、施設整備等を進め、農林水産省から栽培試験を指示された品種(前年度出願点数(特性審査のうち資料調査によるものを除く。)の69%以上)について確実に実施する。</p>	<p>◇栽培試験の計画的かつ的確な実施</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、通知のあった全ての出願品種742点について、実施方法の検討及び対照品種の選定を行い、栽培試験実施計画を的確に作成した。(表2-1-1参照) 栽培試験実施計画に基づき、栽培試験実施目標点数の687点(前年度出願点数(特性審査のうち資料調査によるものを除く。)の69%)に対し831点の栽培試験を実施した。このうち、13点の栽培試験を6県6機関、1法人に委託して実施した。農場別では、本所が新規植物、点数の少ない植物種類や委託栽培試験を中心に112点、八岳農場が寒冷地向きの植物を中心に49点、西日本農場が出願数の多い植物種類を中心に519点、雲仙農場が暖地向きの野菜等を中心に151点であった。(表2-1-2①②参照) <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培試験点数は目標点数687点に対し、831点(目標達成率121%)を実施したことからA評価とした。 	<p>A</p>
<p>【中期計画】</p> <p>イ センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、必要性の高い種類から栽培方法等について検討を行い、中期目標期間中に50種類程度の栽培試験対象植物の拡大を図る。</p> <p>また、センターで栽培試験を実施する主要な植物の種類でこれまでマニュアルが整備されていないものについて、中期目標期間中に50種類程度の栽培・特性調査マニュアルを作成する(全面的な改正を含む)とともに、病害抵抗性等の新たな項目について、必要に応じて検定手法を確立し、特殊検定マニュアルを作成する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、必要性の高い種類から栽培方法等について検討を行い、10種類程度の栽培試験対象植物の拡大を図る。</p> <p>また、センターで栽培試験を実施する主要な植物の種類のうちこれまでマニュアルが整備されていないものについて、10種類程度の栽培・特性調査マニュアルを作成する(全面的な改正を含む)。</p>	<p>◇栽培試験対象植物の種類拡大</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、栽培試験方法等の検討を行い、16種類の栽培試験対象植物の拡大を図った。(表2-1-3参照) <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培方法等の検討に精力的に取り組んだ結果、対象植物を16種類拡大し、目標の10種類を1.6倍上回る達成状況となったことからA評価とした。 <p>◇植物の種類別の栽培・特性調査マニュアルの作成等</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培・特性調査マニュアルの検討を行い、エキナケア属、クレマチス属、じゅずさんご種、リプサリドブシス属等11種類のマニュアルを作成した。(表2-1-4参照) 	<p>A</p> <p>B</p>
<p>【中期計画】</p> <p>ウ 栽培試験のリファレンスコレクションの充実のため、各栽培試験の終了時等に近年入手困難となってい</p>	<p>◇対照品種等の保存点数の拡大</p> <p>【事業報告】</p>	<p>B</p>

<p>る品種を新たに収集・保存するとともに、既に収集・保存している品種について、育種の方向や出願品種の動向等を踏まえつつ整理を行い、対照品種として迅速に種苗を供試できる保存体制を整備し、中期目標期間中に1,500点程度を新たに拡大する。</p> <p>また、効率的な保存に資するため、組織培養法を利用した保存が可能な種類（きく、カーネーション、いちご等）について、器内保存を進める。</p> <p>【年度計画】 ウ 栽培試験のリファレンスコレクションとして、各栽培試験の終了時等に近年入手困難となっている品種を新たに収集・保存するとともに、既に収集・保存している品種について、育種の方向や出願品種の動向等を踏まえつつ整理を行い、対照品種として迅速に種苗を供試できる保存体制を整備し、300点程度を新たに拡大する。また、組織培養法を利用した保存が可能な種類（きく）について、器内保存技術の導入に向けた試行を行う。</p>	<p>・23年度栽培試験担当部長等会議において検討した、リファレンスコレクションの保存方針に基づき、新たに80種類614品種を収集するとともに、既保存品種の整理を行い、累計保存点数を6,328品種から6,641品種（313品種増）に拡大した。 （表2-1-5参照）</p> <p>◇組織培養法を利用した器内保存の推進</p> <p>【事業報告】 ・組織培養を利用したきくの器内保存について、維持・管理に要する労力及びコスト等をほ場での保存と比較するため、器内保存から栽培試験までの試行を実施した。</p>	B
<p>【中期計画】 エ 新規植物の種類別審査基準案の作成について、農林水産省からの要請に応じて確実に作成（中期目標期間中60種類程度）する。</p> <p>【年度計画】 エ 新規植物の種類別審査基準案について、新たに12種類程度を作成する。</p>	<p>◇新規植物の種類別審査基準案の作成</p> <p>【事業報告】 ・農林水産省からの要請に基づき、審査基準案の検討を行い、あさひかずら種、はしどい属、みぞほおすぎ属等12種類の審査基準案を作成し、農林水産省に報告した。 （表2-1-6参照）</p>	B
<p>【中期計画】 オ 出願時に申請者から提出される種子及び種菌について、種菌の凍結保存を併用しつつ、確実な保管管理を行う。</p> <p>【年度計画】 オ 出願時に申請者から提出される種子及び種菌について、種菌の凍結保存を併用することにより、確実な保管管理を行う。</p>	<p>◇出願者から送付された出願品種の種子及び種菌の確実な保存</p> <p>【事業報告】 ・新たに種子148品種、種菌18品種を受入れ、保管管理を行った。なお、保管種菌385品種のうち305品種については、凍結保存を併用して管理した。 （表2-1-7参照）</p>	B
<p>【中期計画】 カ 栽培地の調査、専門家等からの意見の聴取等により先進的な技術、知識等の導入に努めるとともに、OJT（オンザジョブトレーニング）、OJT（オンザジョブトレーニング）、専門技術研修の実施により栽培試験担当者の業務運営能力の向上を図る。</p> <p>【年度計画】 カ 栽培試験実施責任者会議等を開催し、試験実施上の問題点等の早期解決のための検討を行うとともに、OJT（オンザジョブトレーニング）、研修計画に基づく専門技術研修の実施、栽培地の調査、専門家等からの意見の聴取等を行う。また、栽培試験実施責任者の力量を担保するため、資格認定試験を実施する。</p>	<p>◇栽培試験担当者の業務運営能力の向上</p> <p>【事業報告】 ・栽培試験代表実施責任者会議を開催し、栽培試験の確実な実施及び試験実施上の問題点等について対応方策の検討を行った。なお、気象被害及び病害の発生等により栽培試験の継続が不可能となった品種は18種類36品種であった。 （表2-1-8参照） ・栽培試験の新任者を対象に、「栽培試験に関するOJTの手引き」に従ってOJTを実施した。 ・研修計画に基づき、実務担当者研修、審査基準作成研修及び実施責任者養成研修を実施し、各研修の成果検証として、課題の提出、プレゼンテーション及び総合討論等による到達度把握を行った。 （表2-1-9参照） ・栽培試験実施場所において審査官を交えて現地検討を行い、栽培試験担当者との評価の目合わせを行うとともに、区別性及び均一性の判断の難しい案件等について指導を受けた。 ・栽培試験に係る技術情報収集のための栽培地の調査を9件、専門家への意見聴取を17件実施した。 ・栽培試験実施責任者の資質の確保と栽培試験業務の円滑な実施に資することを目的として、栽培試験実施責任者資格認定試験を実施し2名合格した。また、栽培試験実施責任者の能力の維持、指導力の向上を目的とした栽培試験実施責任者習熟度試験を実施した。</p>	B
<p>【中期計画】 キ 品種登録審査業務の適切な実施、改善等に資するよう、栽培試験及び栽培試験に関する業務を実施する中で知り得た情報及び知見につい</p>	<p>◇栽培試験により得られた情報及び知見の農林水産省への提供</p> <p>【事業報告】 ・四半期ごとに栽培試験実施状況を整理し、農林水産省に報告した。</p>	B

<p>て、農林水産省に積極的に提供する。</p> <p>【年度計画】 キ 農林水産省に栽培試験実施状況等を四半期毎に報告するとともに、事案発生ごとに情報・知見の提供を行う。</p>	<p>・栽培試験の成否に係る事項、区別性・均一性の問題に影響のある事項等について事案発生ごとに逐次農林水産省へ報告し、指示等に従い対処するとともに、年間の取りまとめ表を作成し提出した。</p>	
<p>【中期計画】 (2)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた連携 ア 国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集、整理及び分析を行い、講演、ホームページ等を活用して育成者権者、公的機関その他育成者権の関係者(以下「育成者権者等」という。)に提供する。</p> <p>【年度計画】 (2)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた連携 ア 国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集、整理及び分析を行い、ホームページ上の育成者権の侵害及び活用に関するQ&Aを充実するとともに、講演等により育成者権者、公的機関その他育成者権の関係者(以下「育成者権者等」という。)に対して育成者権の啓発・普及を行う。</p>	<p>◇育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集・分析・提供</p> <p>【事業報告】 ・26年度に受けた相談等を基に、育成者権の侵害及び活用に関するQ&Aについて新たに3項目を追加し、計40項目を種苗管理センターのホームページに掲載した。 (表2-1-10参照) ・都道府県等からの依頼に基づき、育成者権に関する講演を全国8ヶ所で行い、参加者数の合計は303名であった。 (表2-1-11参照)</p>	B
<p>【中期計画】 イ 地方農政局の知的財産総合相談窓口担当職員、各県の知的財産担当者等に対する支援・情報提供を行うとともに、水際対策を実施する税関とは平成23年度から連絡会議等の定期的な情報交換の場を設置する。</p> <p>【年度計画】 イ 地方農政局の知的財産総合相談窓口担当職員・各県の知的財産担当者等に対する支援・情報提供を行うとともに、税関に対し連絡会議等により情報提供を行う。</p>	<p>◇関係行政機関に対する情報提供</p> <p>【事業報告】 ・地方農政局の知的財産総合相談窓口担当職員、各県の知的財産担当者等からの相談に対して回答・助言を行うとともに、農産物知的財産権保護ネットワーク(福岡県が主催し44道府県が参画)が開催した情報交換会(37道府県の知的財産担当者が出席)において、都道府県内限定品種の利用許諾契約について情報提供を行った。 ・「見直し基本方針」及び「勧告の方向性」に則し、種苗管理センター主催で実施した打合せに、税関等からも参加し、育成者権に関する情報提供等を行った。</p>	B
<p>【中期計画】 ウ 育成者権者等からの育成者権の侵害及び活用に関する相談に対して、対抗措置及び活用方法に関する助言等を行う。 また、6次産業化の促進に向け、地域資源を活かした新たな産業の創出等を支援するため、地方農政局の6次産業化担当窓口等と連携し、関係者に対する新品種の保護・活用に関するアドバイスをを行う。</p> <p>【年度計画】 ウ 育成者権者等からの育成者権の侵害及び活用に関する相談に対して、対抗措置及び活用方法に関する助言等を行う。 また、地方農政局の6次産業化担当窓口等と連携し、関係者に対する新品種の保護・活用に関するアドバイスをを行う。</p>	<p>◇育成者権の侵害及び活用に関する相談対応</p> <p>【事業報告】 ・育成者権の侵害に関する相談19件に対して、対抗措置等の助言等を行った。また、育成者権の活用に関する相談173件に対して、品種登録制度や種苗法の解釈等について回答した。 (表2-1-12参照)</p> <p>◇6次産業化の促進に向けた新品種の保護・活用に関するアドバイス</p> <p>【事業報告】 ・新品種を活用した研究開発・成果利用事業の事例等を紹介したパンフレットを活用し、地方農政局等の6次産業化担当窓口等と連携を強化するとともに、新品種の保護・活用に関する相談に対して的確なアドバイス等を行った。 ・新品種の活用相談はなかった。</p>	B
<p>【中期計画】 エ 育成者権の侵害事実の判定 (ア)育成者権者等からの依頼に基づき、育成者権を侵害した種苗等を判定するための品種類似性試験を迅速に実施する。 また、試験研究機関の成果等を活</p>	<p>◇品種類似性試験の迅速な実施</p> <p>【事業報告】 ・品種類似性試験について4件(比較栽培2件、DNA分析2件)の依頼があり、25年度に依頼があり26年度に終了した6件を加えた計10件(比較栽培8件、DNA分析2件)について、30日以内(DNA分析は7日以内)に依頼者に結</p>	B

<p>用し、DNA分析等による品種類似性試験の対象植物を6種類程度拡大する。</p> <p>【年度計画】 エ 育成者権の侵害事実の判定 (ア) 育成者権者等からの依頼に基づき、育成者権を侵害した種苗等を判定するための品種類似性試験を迅速に実施する。 また、試験研究機関の成果等を活用し、DNA分析等による品種類似性試験の対象植物を2種類程度拡大する。</p>	<p>果を報告した。 なお、試験終了から施行までの平均日数は、比較栽培が28.5日、DNA分析が7日であった。 (表2-1-13参照)</p> <p>◇品種類似性試験の対象となる植物及びその加工品の種類の拡大</p> <p>【事業報告】 ・試験研究機関等で開発されたDNA品種識別技術の妥当性を確認し、DNA分析による品種類似性試験の対象植物に2種類(とうもろこし及びカーネーション)を追加した。 (表2-1-14参照)</p>	B
<p>【中期計画】 (イ) 育成者権者等からの依頼に基づき、依頼者とともに現地に赴き、育成者権の侵害が疑われる種苗、生産物及び加工品の栽培、保管、販売等の状況を記録することにより、侵害行為の日時、数量、金額等を証明するとともに、育成者権に係わる種苗、物品等の証拠品を保管することにより、育成者権侵害の立証を支援する。</p> <p>【年度計画】 (イ) 育成者権者等からの依頼に基づき、依頼者とともに現地に赴き、育成者権の侵害が疑われる種苗、生産物及び加工品の栽培、保管、販売等の状況を記録することにより、侵害行為の日時、数量、金額等を証明するとともに、育成者権に係わる種苗、物品等の証拠品の寄託を行い育成者権侵害の立証を支援する。</p>	<p>◇侵害状況の記録及び寄託による種苗、物品等の保管</p> <p>【事業報告】 ・育成者権者等からの依頼に基づき、20件の寄託を受け、種苗、物品等を保管した。侵害状況記録の作成については、依頼はなかった。 (表2-1-15参照)</p>	B
<p>【中期計画】 (ウ) 「育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令」(平成18年農林水産省令第4号)に基づき、農林水産省から育成者権侵害物品に係る資料の鑑定の嘱託があった場合には、本所において迅速かつ的確にDNA鑑定を実施し、速やかに鑑定結果を報告する。</p> <p>【年度計画】 (ウ) 「育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令」(平成18年農林水産省令第4号)に基づき、農林水産省から育成者権侵害物品に係る資料の鑑定の嘱託があった場合には、本所において迅速かつ的確にDNA鑑定を実施し、速やかに鑑定結果を報告する。</p>	<p>◇育成者権侵害物品に係る試料の鑑定の嘱託に対する迅速かつ的確な鑑定の実施及び報告</p> <p>【事業報告】 ・農林水産省からの嘱託はなかった。</p>	-
<p>【中期計画】 (エ) DNA分析による品種類似性試験を的確に実施するため、実用化レベルにあるDNA品種識別技術を積極的に導入し、登録品種等のDNA情報を蓄積しデータベース化を行う。 また、公募事業を活用して登録品種等の標本・DNAの保存を行う。</p> <p>【年度計画】 (エ) これまでに作成した植物種類のDNA情報データベースについて、新たに出願された品種のDNA情報を追加する。 また、公募事業を活用して登録品種等の標本・DNAの保存を行う。</p>	<p>◇登録品種等のDNA情報のデータベース化</p> <p>【事業報告】 ・ひまわり及び日本なしの新たに出願された品種等のDNA情報を調査し、DNAデータベースに21品種を追加した。 (表2-1-16参照) ・農林水産省の委託事業「登録品種の標本・DNA保存等事業」を受託し、新たに出願された栄養繁殖性品種のうち484品種について資料保存依頼書受け付け、436品種の凍結乾燥標本を作製し保存した。このうち、栽培試験を実施した385品種についてはさく葉標本を併せて作製し保存した。また、DNA分析技術が確立されている植物の9品種についてDNAを抽出し凍結保存を行った。一方、出願取下げ等により23品種の凍結乾燥標本、16品種のさく葉標本を廃棄した。 (表2-1-17参照) ・DNA品種識別技術を権利侵害紛争の解決に活用する上で重要となる主要な既存品種の標本・DNAの保存についても、センター独自の取組として8品種の凍結乾燥標本を作製し保存した。 (表2-1-17参照)</p>	B

<p>【中期計画】 (3) 東アジア植物品種保護フォーラムの推進に向けた支援 東アジア植物品種保護フォーラムの活動の一環として、参加国に対する栽培試験技術の付与や品種保護関係の人材育成のため、専門家の派遣や研修を積極的に実施する。</p> <p>【年度計画】 (3) 東アジア植物品種保護フォーラムの推進に向けた支援 東アジア植物品種保護フォーラムの活動の一環として、参加国に対する栽培試験技術の付与や品種保護関係の人材育成のため、専門家の派遣や研修を積極的に実施する。</p>	<p>◇東アジア植物品種保護フォーラムの推進に向けた支援</p> <p>【事業報告】 ・東アジア植物品種保護フォーラムの活動の要請に基づき、デンドロビウム属及びファレノプシス類TG（テストガイドライン）会合（韓国）に専門家として栽培試験担当職員を派遣した。 （表2-1-18参照）</p>	<p>B</p>
---	--	----------

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-2 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等</p>	<p>○種苗検査業務の質の向上</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (1) 国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実 ア 農林水産大臣から指示のあった表示検査（15,000点程度/年度）に対し、農薬使用回数表示の検査を重点的に行うとともに、過去の検査結果を集取点数に反映させることにより、的確かつ効果的な集取（3,000点程度/年度）を行う。</p> <p>【年度計画】 (1) 国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実 ア 指定種苗の表示検査（15,000点程度/年度）について、流通段階も含めて農薬使用回数表示の検査を重点的に行うとともに、過去の検査結果を集取点数に反映させることにより、的確かつ効果的な集取（3,000点程度/年度）を行う。</p>	<p>◇指定種苗の表示検査の計画的かつ確かな実施</p> <p>【事業報告】 ・指定種苗の表示検査について、過去の検査結果等を踏まえ実施計画を策定し、15,643点の表示検査を行った。この結果、不完全表示が66点（0.4%）あり、書面による改善を求め、検査結果を農林水産省に報告した。 （表2-2-1①②参照）</p> <p>◇指定種苗の集取の計画的かつ確かな実施</p> <p>【事業報告】 ・指定種苗の集取について、過去の検査結果等を踏まえ実施計画を策定し、3,058点の集取を行った。この結果、表示発芽率に満たないものが83点あった。 （表2-2-2①②③参照）</p>	<p>B</p> <p>B</p>
<p>【中期計画】 イ 「指定種苗の生産等に関する基準」（平成20年7月3日農林水産省告示第1713号）による病害検査について、本所への検査の集約化により体制を強化し、実施点数を中期目標期間中に30点程度増加させる。</p> <p>【年度計画】 イ 「指定種苗の生産等に関する基準」（平成20年7月3日農林水産省告示第1713号）による病害検査について、195点以上を実施する。</p>	<p>◇病害検査点数の拡大</p> <p>【事業報告】 ・「指定種苗の生産等に関する基準」に基づく4種類5病害について、196点の病害検査を行った。この結果、3種類17点（前期検査分）について罹病種子が認められた。なお、野菜種子の生産等に関する基準を下回った種子に対しては対応策について照会中。また、検査及び照会の結果については農林水産大臣へ報告した。 （表2-2-3①②参照） ・このほか、「指定種苗の生産等に関する基準」に基づく品種純度について、それぞれ11種類171点の検査を行った。この結果、品種純度検査では検査を終了した種類のうち基準に満たないものが2種類2点あった。 （表2-2-4①②参照）</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 ウ 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するとともに、その結果を農林水産省に適切に報告する。その実施体制を確保するため、遺伝子組換え種子の混入のモニタリングについて、毎年度、とうもろこし30点以上、えだまめ10点以上を行う。</p> <p>【年度計画】 ウ 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するとともに、その結果を農林水産省に適切に報告する。その実施体制を確保するため、遺伝子組換え種子の混入のモニタリングについて、とうもろこし30点以上、えだまめ10点以上を行う。</p>	<p>◇カルタヘナ法に基づく立入り、質問、検査、収去及びモニタリングの的確な実施</p> <p>【事業報告】 ・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」第32条の規定に基づき、農林水産大臣の立入り等の指示はなかった。 ・遺伝子組換え種子の分析体制を確保するため、とうもろこし36点及びえだまめ12点を対象に混入実態のモニタリングを行った（検査中）。 （表2-2-5及び6参照）</p>	<p>B</p>

<p>【中期計画】 エ 種苗検査担当者による業務実施上の問題点等の解決のための検討を行うとともに、専門技術研修、技能チェック等を行う。 また、I S T A（国際種子検査協会）が行う熟練度テストに参画する。</p> <p>【年度計画】 エ 種苗検査担当者による業務実施上の問題点等の解決のための検討を行うとともに、研修計画に基づく専門技術研修の実施、技能チェック等を行う。 また、I S T A（国際種子検査協会）が行う熟練度テストに参画する。</p>	<p>◇種苗検査担当者の業務運営能力の向上</p> <p>【事業報告】 ・種苗検査担当者会議を開催し、業務上の問題点等の解決のための検討を行った。この結果を踏まえ、店頭検査及び集取種子の発芽試験結果の共有化を行うなど、業務の改善を図った。 ・依頼検査におけるサンプリングについて、技術研修を実施した。 ・種子検査担当者を対象として、2種類の種子について発芽検査のレフリーテストを実施し、成績不良者に対しては技術指導を行った。 ・I S T Aが行う熟練度テストに参画し、3回のテストにおいてA評価を得た。（表2-2-7(1)(2)参照）</p>	B
<p>【中期計画】 オ 種苗流通の適正化に資するよう、種苗検査業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、農林水産省に積極的に提供する。</p> <p>【年度計画】 オ 種苗検査業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、事案発生ごとに農林水産省に速やかに報告する。</p>	<p>◇種苗検査により得られた情報及び知見の農林水産省への提供</p> <p>【事業報告】 ・事案発生ごとに速やかに農林水産省に報告するとともに、指定種苗の検査の際に集取した種子のうち、発芽率が極端に低いもの4点について、検査結果の判明後、直ちに報告した。</p>	B
<p>【中期計画】 （2）国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施 ア 的確かつ迅速な検査を基本に、検査試料の提出が遅れたもの等特別の事情があるものを除き、検査依頼のあった日から50日以内に検査結果の報告を行うものとする。</p> <p>【年度計画】 （2）国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施 ア 的確かつ迅速な検査を基本に、検査試料の提出が遅れたもの等特別の事情があるものを除き、検査依頼のあった日から50日以内に検査結果の報告を行う。</p>	<p>◇依頼検査の迅速化</p> <p>【事業報告】 ・依頼検査は、全て本所で実施している。従来から実施してきた国内外の種子検査404件、種苗及びその生産ほ場の土壌の放射性物質測定検査5件の依頼があり、いずれも依頼のあった日から50日以内に検査結果報告を行った。（表2-2-8(1)(2)参照） ・福島第一原子力発電所の事故に対して、種苗についても食品と同じように輸出先国や取引先から放射性物質汚染についての証明が求められたことから、事故の起こった日以前に収穫されたものであること等の生産履歴に関する証明書を19件について発行した。（表2-2-8(3)参照）</p>	B
<p>【中期計画】 イ 依頼者の関心事項及び満足度を調査し、業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に対処する。</p> <p>【年度計画】 イ 依頼者の関心事項及び満足度を調査し、業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に対処する。</p>	<p>◇依頼者の意向把握及びクレームへの適切な対処</p> <p>【事業報告】 ・26年度において顧客満足度調査を実施した結果、①現在の依頼検査項目で十分とする回答が92.2%、②15種類の種子病害検査で満足しているが88.1%であった。 ・依頼検査（病害）に対する要望は、①CGMMV検査の実施、②ニンジンやアブラナ属等の対象病害の拡充等であった。 ・依頼者からのクレームはなかった。</p>	B
<p>【中期計画】 ウ ウリ科果実汚斑細菌病をはじめとする種子伝染性病害の検査要請に対応し、中期目標期間中に検査対象病害を2種類以上拡大する。</p> <p>【年度計画】 ウ 依頼者からの要望に沿った種子伝染性病害に対し、調査研究結果を踏まえ、検査対象病害を1種類以上拡大する。</p>	<p>◇依頼検査における検査項目の拡大</p> <p>【事業報告】 ・調査研究の成果を踏まえ、黒すす病の依頼検査を開始するとともに、根朽病及び果実汚斑細菌病について、検査対象作物を追加した。</p>	B
<p>【中期計画】 エ 種苗業者がE C加盟国のナショナルカタログへ品種登録した種子の事後検定及びO E C D品種証明制度に基づく種苗業者の輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査を実施するとともに、検査終了後、検査結果を適切に報告する。</p>	<p>◇種苗の品質証明等に係る検査の着実な実施</p> <p>【事業報告】 ・年次計画に基づき、12種類のEU向け輸出野菜種子について記録の作成及びサンプルの保管状況の検査を行った。また、13種類58品種について事後検定を実施し、検定結果を速やかに農林水産省に報告した。（表2-2-9参照）</p>	B

<p>【年度計画】 エ 種苗業者がECナショナルカタログへ品種登録した野菜種子の事後検定について年次計画に基づき実施し、農林水産省に報告する。 また、OECD種子制度に基づく種苗業者の輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査依頼があった場合には的確かつ迅速な検査を実施し、検査結果を報告する。</p>	<p>・輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査依頼はなかった。</p>	
<p>【中期計画】 オ I S T A 等が開催する会議について、農林水産省からの職員の派遣の要請に基づき、職員を派遣する等積極的に参画する。また、I S H I (国際健全種子推進機構)が行う比較試験等の検査法の国際標準化に向けた活動に参画し、必要に応じ職員を派遣する。</p> <p>【年度計画】 オ I S T A 等が開催する会議について、農林水産省からの職員の派遣の要請に基づき、職員を派遣する等積極的に参画する。また、I S H I (国際健全種子推進機構)が行う比較試験等の検査法の国際標準化に向けた活動に参画し、必要に応じ職員を派遣する。</p>	<p>◇ I S T A 等が開催する会議への職員の派遣</p> <p>【事業報告】 ・農林水産省からの要請に基づき、I S T A の総会に日本代表として職員を派遣するとともに、同理事会に職員を理事として出席させ、I S T A の運営に参画させた。 また、I S H I の会議に職員を出席させ、世界における病害検査についての情報を収集した。</p>	<p>B</p>

評価項目	達成状況	評価
第2-3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等	○種苗生産業務の質の向上	B
<p>【中期計画】 (1) 需要に即した原原種の安定供給 ア 「食料・農業・農村基本計画」に即し、道県の需要量のほぼ100%を確保できる生産配布計画を毎年度作成し、同一品種を複数農場で栽培すること等により、台風や冷害等の気象変動や病虫害の発生等のリスク分散を行いつつ需要に応じた供給を行う。</p> <p>【年度計画】 (1) 需要に即した原原種の安定供給 ア 生産配布計画に基づき、以下のとおり生産し、需要に応じた供給を行う。 平成27年春植用ばれいしょ原原種 65,497袋 平成27年秋植用ばれいしょ原原種 2,790袋 平成27年春植用さとうきび原原種 1,296千本 平成27年夏植用さとうきび原原種 1,502千本</p>	<p>◇春植用ばれいしょ原原種の需要量に即した供給量の確保</p> <p>【事業報告】 ・27年春植用ばれいしょ原原種については、生産計画数量65,497袋に対し、80品種68,709袋(104.9%)を生産した。道県からの配布申請はジャガイモ黒あし病の発生・検出により、4品種の配布を中止したことで57,739袋となり、申請のあった76品種全量(充足率100.0%)を配布した。また、道県からの申請に基づき特別種苗として1,202袋を配布した。 (表2-3-1参照)</p> <p>【特記事項】 ・生産量は生産計画数量を上回ったものの、黒あし病の発生により4品種が配布中止となったことから、目標を下回ったものとした。なお、原原種の配布を中止した品種については、6月に北海道内の農場において、初めて黒あし病が発生し、その後の出荷前の品質検査においても黒あし病菌が検出されたためであり、発生後は直ちに拡散防止に向けた対応として、病株の処分や発生ほ場の立ち入り制限、薬剤防除の強化などを実施しており、不適切な運営によるものではない。今後、黒あし病の再発防止に向け、ほ場管理、栽培管理、収穫後の品質管理、出荷前の品質検査を強化するとともに、今後の対応方針を作成した。</p> <p>◇秋植用ばれいしょ原原種の需要量に即した供給量の確保</p> <p>【事業報告】 ・26年秋植用ばれいしょ原原種については、生産計画数量2,665袋に対し、20品種3,964袋(148.7%)を生産した。各県からの配布申請数量は2,355袋であり、申請のあった20品種全量(100.0%)を配布した。 ・27年秋植用ばれいしょ原原種については、生産計画数量2,790袋に対し、21品種2,790袋(100.0%)の生産を見込んでいる。 (表2-3-1参照)</p> <p>◇春植用さとうきび原原種の需要量に即した供給量の確保</p> <p>【事業報告】 ・27年春植用さとうきび原原種については、沖縄農場においては概ね順調に生育したものの、鹿児島農場においては10月に連続して発生した台風18・19号の接近通過により、断根、折損、側枝の伸長、メイチュウ類等の被害を受けた。このため、①台風接近前の剪葉処理や通過後のきび起こし等による生産回復対策、②収穫・配布時期を遅らせることによる生産量の確保、③夏植用原原種の一部を春植用として前倒し配布、④肥培管理の徹底等の対策を講じたが、生産計画数量1,296千本に対し、17品種849千本(65.5%)の生産にとどまったことで、速やかに鹿児島県と連絡調整を行い、両県からの配布申請数量は849千本となり、申請のあった17品種全量(100.0%)を配布予定である。 (表2-3-1参照)</p> <p>【特記事項】 ・原原種生産の供給量が生産計画数量に対し大幅に下回ったことについては、10月の台風18号は大雨をもたらしたことで、その5日後に19号が連続して接近・通過したことで被害は大きくなったが、事前対応としての剪葉処理や薬剤防除、事後対応としてのきび起こし等による生産回復対策や生育期間の延長による収量確保等を講じた結果であり、不適切な運営によるものではない。なお、例年より早い段階で県に対し配布見込み収量を提示し需給調整を行った結果、配布申請数量に対する充足率は100%となった。また、種苗の不足を補うため、初めて沖縄農場の原原種の余剰分を鹿児島県に配布することとした。今後、産地が行う株出し栽培等について、無病性の確保に向けた技術指導に協力することとしている。</p> <p>◇夏植用さとうきび原原種の需要量に即した供給量の確保</p> <p>【事業報告】 ・26年夏植用さとうきび原原種については、生産計画数量1,459千本に対し、台風8号等の被害も危険率として設定した増産分の範囲内であったことから、生産計画数量は下回ったものの、当初需要数量1,235千本を確保することができた。各県からの配布申請数量は1,040千本であり、申請のあった18品種全量(100.0%)を配布した。 ・27年夏植用さとうきび原原種については、生産計画数量1,502千本を栽培中である。 (表2-3-1参照)</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>D</p> <p>B</p>

<p>【中期計画】 イ種ばれいしょに係る標準検査手順書等に基づき、病害虫防除対策を講じるとともに生育期間中のほ場での肉眼による病害検定を実施し、収穫直前の検定における病害罹病率をばれいしょ、さとうきびともに0.1%未満とする。 なお、新たな病害検定として、ジャガイモ塊茎褐色輪紋病の検定及びジャガイモYモザイク病欧州型えそ系統の系統判別を導入する。 また、土壤改良、輪作年限の確保等の対策を実施し、配布する原原種について、ばれいしょ萌芽率90%以上及びさとうきび発芽率80%以上を満たすようにする。</p> <p>【年度計画】 イ種ばれいしょに係る標準検査手順書等に基づき、病害虫防除対策を講じるとともに生育期間中のほ場での肉眼による病害検定を実施し、原原種の収穫直前の検定における病害罹病率を0.1%未満とする。 さらに、農場の周辺環境の浄化等によりウイルス病の感染防止を徹底するとともに、ジャガイモモットトップウイルス(PMTV)について、原原種の品質調査を実施する。 また、土壤改良、輪作年限の確保等の対策を実施し、配布する原原種について、ばれいしょ萌芽率90%以上及びさとうきび発芽率80%以上を満たすようにする。</p>	<p>◇ばれいしょ原原種無病性の維持・向上</p> <p>【事業報告】 ・ばれいしょ原原種の収穫直前の検定における病害罹病率は、26年秋植用及び27年春植用について、全ての農場、品種でそれぞれ0.1%未満であった。 (表2-3-2参照) ・出荷した原原種に関する品質調査において、5農場(北海道中央、後志、胆振、婦恋及び雲仙)の一部品種でウイルス病を確認したことから、当該品種の配布先に対して原種生産に際しての注意喚起を行った。 ・周辺環境浄化対策として、農業改良普及センター等にパンフレットの配付や講演を行うとともに、各農場において周辺農家へ働きかけを強化し、新たに北海道中央農場で2戸の協力を得た。 ・6月に北海道内の農場において、初めて黒あし病が発生し、その後の出荷前の品質検査においても黒あし病菌が検出されたことから、本所に特別対策チーム、農場に現地対策チームを立ち上げ、速やかに関係機関に連絡するとともに、拡散防止や再発防止に向けた対策を講じた。さらに、採種団体や試験研究機関等の関係者による「ばれいしょの黒あし病に関する検討会」を発足し、発生経緯や要因分析、今後の対応方針を検討し、感染経路の解明に関する調査研究を着手した。</p> <p>【特記事項】 ・収穫直前の罹病率は0.1%未満であったものの、6月に北海道内の農場において、黒あし病の発生が初めて確認され、その後の出荷前の品質検査においても黒あし病菌が検出され、4品種を配布中止としたことから、目標を下回ったものとした。なお、発生後は直ちに拡散防止に向けた対応として、病株の処分や発生ほ場の立ち入り制限、薬剤防除を徹底するなど、不適切な運営によるものではない。今後、黒あし病の再発防止に向け、ほ場管理、栽培管理、収穫後の品質管理、出荷前の品質検査を強化するとともに、今後の対応方針を作成した。</p> <p>◇さとうきび原原種無病性の維持・向上</p> <p>【事業報告】 ・さとうきび原原種の収穫直前の検定における病害罹病率は、26年夏植用について、全ての農場、品種で0.1%未満であった。 (表2-3-2参照)</p> <p>◇新たなばれいしょ病害検定の導入</p> <p>【事業報告】 ・植付予定ほ場の土壌検診及び春植用原原種の品質調査において、ジャガイモモットトップウイルス(PMTV)検定を実施し、全ての検診及び調査において検出されなかった。</p> <p>◇ばれいしょ原原種の品質の維持・向上</p> <p>【事業報告】 ・種ばれいしょに係る標準検査手順書に基づき、適正なほ場管理、栽培管理を行い品質の維持・向上に努めた結果、ばれいしょ原原種の萌芽率は以下のとおりであった。 26年秋植用ばれいしょ原原種：99.8% 27年春植用ばれいしょ原原種：98.9% (表2-3-2参照)</p> <p>◇さとうきび原原種の品質の維持・向上</p> <p>【事業報告】 ・さとうきび原原種生産配布技術指針に基づき、適正なほ場管理、栽培管理を行い品質の維持・向上に努めた結果、さとうきび原原種の発芽率は以下のとおりであった。 26年夏植用さとうきび原原種：93.9% 27年春植用さとうきび原原種：92.3% (鹿児島農場) (表2-3-2参照)</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
<p>【中期計画】 ウ種ばれいしょ原原種の培養系母本を基にした急速増殖技術を活用した生産体系において、品種の純粋性の維持を図るため、ほ場において生態的特性を含めた品種特性の確認を行い、培養変異のチェックを強化する。</p> <p>【年度計画】 ウ種ばれいしょ原原種の培養系母本を基にした急速増殖技術を活用した生産体系において、培養母本を更新する品種についてほ場における生態</p>	<p>◇ばれいしょ原原種の品種の純粋性の維持</p> <p>【事業報告】 ・ばれいしょ原原種の培養系母本を基にした急速増殖技術を活用した生産体系において、培養変異をチェックするため原原種段階での比較栽培を実施した。また、品種の純粋性の維持を図る観点から培養系母本の元となる母塊茎の生態的特性を含めた特性確認調査を実施し、品種特性の確認を行った。</p>	<p>B</p>

<p>的特性を含めた品種特性の確認を行う。</p>		
<p>【中期計画】 エ 加工食品用(フライドポテト等)をはじめ用途に応じた新品種等の供給拡大に対応するため、第2期中期計画で導入した急速増殖によるミニチューバーを用いた原原種生産体系の拡大により増殖率を高め、原原種の供給期間の短縮を図る。</p> <p>【年度計画】 エ 加工食品用等新品種について、実需者等のニーズを踏まえ、急速増殖によるミニチューバーを用いた原原種生産体系等により、通常より1年短縮して配布する。</p>	<p>◇ばれいしょ新品種等の原原種供給期間の短縮</p> <p>【事業報告】 ・新品種の緊急増殖に関する依頼はなかった。</p>	<p>—</p>
<p>【中期計画】 オ 原原種の生産見込数量の把握を適時に行い、収穫調整から配布数量決定までの期間の短縮に努めるとともに、生産見込数量を関係道県に早期に提示し、配布数量決定までに係る事務処理の迅速化を図り、配布申請時から配布開始までの期間をばれいしょ1.5か月及びさとうきび2か月以内とする。</p> <p>【年度計画】 オ 原原種の生産見込数量の把握を適時に行い、収穫調整から配布数量決定までの期間の短縮に努めるとともに、生産見込数量を関係道県に早期に提示し、配布数量決定までに係る事務処理の迅速化を図り、配布申請時から配布開始までの期間をばれいしょ1.5か月及びさとうきび2か月以内とする。</p>	<p>◇ばれいしょ原原種の配布の迅速化</p> <p>【事業報告】 ・各道県で行われるばれいしょ種苗の需給協議会等に参加し、需要動向の的確な把握に努めるとともに、原原種生産農場から定期的に報告される収穫・選別状況等を基に迅速に配布数量の決定を行った結果、配布申請時から配布開始までの期間は以下のとおりであった。 26年秋植用ばれいしょ原原種：0.5ヶ月 27年春植用ばれいしょ原原種：0.7ヶ月</p> <p>◇さとうきび原原種の配布の迅速化</p> <p>【事業報告】 ・県で開催されるさとうきび種苗対策連絡会議に参加し、需要動向の的確な把握に努めるとともに、原原種生産農場から定期的に報告される生産見込み報告を基に迅速に配布数量決定を行った結果、配布申請時から配布開始までの期間は以下のとおりであった。 26年夏植用さとうきび原原種：0.3ヶ月 27年春植用さとうきび原原種：0.5ヶ月</p>	<p>B</p> <p>B</p>
<p>【中期計画】 カ 原原種の配布先である道県に対し、アンケート調査を毎年実施し、アンケート結果に基づき次年度以降の原原種生産配布に関する改善計画を作成して業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に対処することにより、アンケート結果で顧客満足度5段階評価の1.0以上を得るよう努める。</p> <p>【年度計画】 カ 原原種の配布先である道県に対し、アンケート調査を実施し、アンケート結果に基づき次年度以降の原原種生産配布に関する改善計画を作成して業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には適切に対処することにより、アンケート結果で顧客満足度5段階評価の4.0以上を得るよう努める。</p>	<p>◇アンケート結果に基づく原原種生産配布に関する改善計画の作成と業務の改善</p> <p>【事業報告】 ・26年度は、実需者からの意見や情報を収集することを目的に、「ばれいしょ原原種及び原種生産に関する北海道連絡会」を継続して開催し、栽培管理や病害虫対策などの種いも生産を取り巻く状況について意見交換を行い、その結果を踏まえ、ほ場管理やウイルス病の後期感染対策を強化した。 ・原原種を配布した農協及び道県に対し、前年度に実施したアンケート調査結果を受け、評価点の低い項目及び指摘事項を全てピックアップし、その対応策について検討を行い、26年度改善計画を作成した。同計画に沿って、27年春植用として配布する原原種については、生育期間を通じて病害虫防除と病株・異常株等の抜取りを徹底するとともに、農場周辺の環境浄化対策として種ばれいしょの更新者を増加させ、さらに従来から指摘のあった外観品質について、8月に開催された原原種配布打合せ会議において選別基準を確認するなど、業務の改善を実施した。 (表2-3-3参照) ・また、26年度は原原種ほに黒あし病が発生・検出されたことから、本所に特別対策チーム、農場に現地対策チームを立ち上げ、速やかに関係機関に連絡するとともに、拡散防止や再発防止に向けた対策を講じた。更に、採種団体や試験研究機関等の関係者による「ばれいしょの黒あし病に関する検討会」を発足し、発生の経緯や要因分析、今後の対応方針を検討し、感染経路の解明に関する調査研究を実施した。</p> <p>◇ばれいしょ原原種配布先の満足度の向上</p> <p>【事業報告】 ・ばれいしょ原原種のアンケート結果における顧客満足度は以下のとおりであった。 26年春植用ばれいしょ原原種：3.8 26年秋植用ばれいしょ原原種：4.3 (表2-3-4参照)</p> <p>【特記事項】 ・26年春植用ばれいしょ原原種の顧客満足度が低かった理由は、貯蔵中の萎びや腐敗、配布した原原種の一部に小粒塊茎、傷、打撲等の規格外品の混入及び植付け後の不萌芽が発生したためである。</p>	<p>B</p> <p>C</p>

	<p>◇さとうきび原原種配布先の満足度の向上</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さとうきび原原種のアンケート結果における顧客満足度は以下のとおりであった。 <ul style="list-style-type: none"> 26年春植用さとうきび原原種：4.5 26年夏植用さとうきび原原種：4.3 (表2-3-4参照) <p>◇クレーンへの適切な対処</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・26年度は、ばれいしょ原原種で10件のクレーンがあり、本所と農場との連絡を密にし、各農場に適時適切な指示を行うとともに、確認シートにより必要事項を確認しつつ現地に向いて丁寧に対処した結果、クレーンの相手方の了解を得ることができた。 ・なお、26年度はさとうきび原原種のクレーンはなかった。(表2-3-5参照) 	B
<p>【中期計画】</p> <p>キ 不測時における食料安全保障への対応として、緊急増殖のためのほ場を確保するとともに国の要請に応じて備蓄を行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>キ 不測時における食料安全保障への対応として、緊急増殖のためのほ場を確保するとともに国の要請に応じて備蓄を行う。</p>	<p>◇不測時におけるばれいしょへの転換等による食料の増産のための支援体制の確保</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輪作体系に組み入れられていない草地について、不測時にばれいしょほ場へ転換できるよう管理を行うとともに、農林水産省防災業務計画に基づき、ばれいしょ60トン及び予備貯蔵終了後のそば24トンの備蓄を行っている。 	B
<p>【中期計画】</p> <p>ク 試験研究機関等との情報交換を密接に行うとともに、育種、栽培技術開発等に必要調査用種苗の提供を行う。また、試験研究機関等と連携し、有望系統等の段階から母本の無病化、増殖特性の確認等を行うとともに、必要に応じて急速増殖を行うことにより、新品種の開発・普及を支援する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>ク 試験研究機関等との情報交換を密接に行うとともに、育種、栽培技術開発等に必要調査用種苗の提供を行う。また、試験研究機関等と連携し、有望系統等の段階から母本の無病化、増殖特性の確認等を行うとともに、必要に応じて急速増殖を行う。</p>	<p>◇試験研究機関等との情報交換及び育種、栽培技術開発等に必要調査用種苗の提供</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター、同機構九州沖縄農業研究センター等の試験研究機関と新品種の品種特性、病害検定等に係る情報交換を行った。 また、試験研究機関等からの申請に対し調査用種苗の提供を以下のとおり行った。 <ul style="list-style-type: none"> 26年秋植用ばれいしょ：890kg 27年春植用ばれいしょ：13,056kg 26年春植用さとうきび：5,600本 26年夏植用さとうきび：0本 ・ばれいしょ加工適性研究会に出席し、普及が見込まれる有望系統の情報収集に努めた。 <p>◇試験研究機関等との連携による母本の早期無毒化等</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター、同機構九州沖縄農業研究センター等の試験研究機関からばれいしょ及びさとうきびの有望育成系統を受け入れ、母本の無病化、増殖特性の確認を以下のとおり行った。 <ul style="list-style-type: none"> ばれいしょ受入数：無病化5系統、増殖特性確認16系統 さとうきび受入数：無病化11系統、増殖特性確認19系統 	B
<p>【中期計画】</p> <p>ケ 道県からの申請に応じ、選別による規格分けにより小粒種いもを供給するとともに、大型コンテナ、フレコンバックによる配布を行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>ケ 道県からの申請に応じ、選別による規格分けにより小粒種いもを供給するとともに、フレコンバックによる配布を行う。</p>	<p>◇実需者ニーズに対応した小粒種いもの供給及び省力的な配布</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小粒種いもの生産・配布について、道県の申請に応じ、選別による規格分けにより「コナフブキ」の小粒(30g~60g)600袋を配布した。また、フレコンバックでの配布要望のあった一部の品種について182.8トン(9,138袋相当)を配布した。 ・北海道中央農場において、(独)農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センターの指導の下、全粒植えに適した小粒種いも(30g~90g)の安定的生産方法の検討として、前年度に引き続き、小粒塊茎生産技術の確立に向け、ジベレリン処理による品種ごとの効果や次世代への影響等の調査を行った。 	B
<p>【中期計画】</p> <p>コ 原原種生産担当者による業務実施上の問題点の早期解決のための検討を行うとともに、専門技術研修等</p>	<p>◇原原種生産担当者の業務運営能力の向上</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗生産担当部長等(ばれいしょ)会議を2回開催し、品質管理に関する点検 	B

<p>の実施により、原原種生産担当者の業務運営能力の向上を図る。</p> <p>【年度計画】 コ 原原種生産担当者会議を開催し、業務実施上の問題点の早期解決のための検討を行うとともに、研修計画に基づいて専門技術研修を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価を実施するとともに、黒あし病に関する対応方針を検討した。 ・ミニチューバー生産現地検討会を開催し、ばれいしょの安定供給、品質向上、品種特性確認等について検討を行った。 ・研修計画に基づき、種苗生産専門技術研修（種ばれいしょ検査）を実施し、研修成果の検証として検査職員としての理解度テストを実施するとともに、ジャガイモシストセンチュウ検診技術に関する技量の確認を行った。さらに、(独)農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センターにおいてジャガイモセンチュウに関する同定の専門家育成研修を受講させた。 ・重要病害虫に対する危機管理体制を強化するため、ジャガイモシストセンチュウ発生模擬訓練を実施した。 ・種苗生産担当部長等（さとうきび）会議を開催し、品質管理に関する点検・評価を実施するとともに、台風対策について検討を行った。 	
<p>【中期計画】 サ ばれいしょ及びさとうきびの生産の振興及び適正な流通に資するため、原原種生産配布業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、農林水産省に積極的に提供する。</p> <p>【年度計画】 サ 農林水産省に原原種の配布実績等について定期的に報告するとともに、当該作物に係る各地域の情報を収集し、随時提供する。</p>	<p>◇原原種の生産及び配布により得られた情報及び知見の農林水産省への提供</p> <p>【事業報告】 ・原原種配布終了後、作期ごとに各農場からの配布実績報告書を取りまとめ、定期的に農林水産省に報告を行うとともに、原原種の生産及び配布により得られた情報について随時農林水産省に報告した。</p>	B
<p>【中期計画】 (2) 輪作ほ場等を活用した種苗生産 ア 輪作ほ場、不測時の増殖ほ場等を活用して、災害時の代作用種子として、そばの生産及び予備貯蔵（予備貯蔵量15トン／年度）を実施し、必要に応じて都道府県に配布する。</p> <p>【年度計画】 (2) 輪作ほ場等を活用した種苗生産 ア 輪作ほ場、不測時の増殖ほ場等を活用して、災害時の代作用種子として、そばの生産及び予備貯蔵（予備貯蔵量15トン／年度）を実施し、必要に応じて都道府県に配布する。</p>	<p>◇災害対策用そば種子の生産及び予備貯蔵</p> <p>【事業報告】 ・種苗管理センター災害対策用雑穀種子配布運営要領に基づき、災害時の代作用種子として輪作ほ場を活用してそばを生産し、23トンの予備貯蔵を行った。</p> <p>◇災害対策用そば種子の都道府県への配布</p> <p>【事業報告】 ・北海道からの申請に基づき、災害対策用そば種子10.3トンを配布した。</p>	B B
<p>【中期計画】 イ 公的機関等からの要請に応じて、生食用のみならず加工食品用やバイオ燃料用等早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等を生産し、配布する。</p> <p>【年度計画】 イ 公的機関等からの要請に応じて、生食用のみならず加工食品用やバイオ燃料用等早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等及び災害復旧復興のための畑作物等の種苗を生産し、配布する。</p>	<p>◇早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等の生産及び配布</p> <p>【事業報告】 ・要請はなかった。</p>	—

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-4 1~3の業務に係る技術に関する調査及び研究</p>	<p>○調査研究業務の質の向上</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即したDNA品種識別技術の開発 ア DNA分析による品種類似性試験の対象植物を6種類程度拡大するため、技術開発を行うとともに、実用化段階にあるDNA品種識別技術について品種識別マニュアルを作成しセンター内での妥当性確認を行う。</p> <p>【年度計画】 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即したDNA品種識別技術の開発 試験研究機関等が開発したDNAマーカーやDNA品種識別技術に関する情報を収集し、実用化に向けての課題を整理する。また、とうもろこし及びカーネーションのDNA品種識別技術について品種識別マニュアルを作成しセンター内での妥当性確認を行う。</p>	<p>◇DNA分析による品種類似性試験の対象植物の拡大</p> <p>【事業報告】 ・カーネーションについて、かずさDNA研究所及びLSIメディエンスとの協定研究により入手した品種識別技術情報を基に「品種識別マニュアル(案)」を作成した。 ・とうもろこしについて、14品種の凍結乾燥葉を作成し、25年度作成の22品種と合わせて36品種の凍結乾燥葉を保存した。 ・りんどうについては特定の育成者の品種の識別技術であること、ファレノプシスについては台湾の識別技術に特許権が付与されていることが判明したことからセンターへの導入を見送った。これらに代わり、りんご及びパイナップルについて果樹研究所が開発した品種識別技術を導入することとし、27年度の妥当性確認の対象作物に選定した。 ・日本DNA多型学会において試験研究機関等のDNA品種識別技術の情報収集を行った。 ・UPOVのBMT(生化学及び分子技術作業部会)及び「品種保護における分子マーカー利用に関するシンポジウム」(ともに韓国)に参加し、他国のDNA品種識別技術の開発状況等の情報収集を行った。 ・ホームページに試験研究機関の最新の技術開発状況を掲載した(稲1件)。</p> <p>◇DNA品種識別マニュアル作成及び妥当性確認</p> <p>【事業報告】 ・カーネーションについて、「品種識別マニュアル(案)」に従い、農林水産省の「登録品種の標本・DNA保存等委託事業」で保存している凍結乾燥葉試料から5品種を選定して試験室内妥当性確認を実施し、32マーカーによる「品種識別作業書」を作成し、DNA分析による品種類似性試験の対象植物に追加した。 ・とうもろこしについて、24年度に作成した「品種識別マニュアル(案)」に従い、5品種の凍結乾燥葉試料を用いて試験室内妥当性確認を実施し、12マーカーによる「品種識別作業書」を作成し、DNA分析による品種類似性試験の対象植物に追加した。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
<p>【中期計画】 イ 農産物の加工品におけるDNA品種識別技術の実用化を行い、マニュアル化する。</p> <p>【年度計画】 (23年度に措置済み)</p>	<p>◇農産物の加工品におけるDNA品種識別技術の実用化</p> <p>【事業報告】 ・該当なし。</p>	<p>-</p>
<p>【中期計画】 (2)国際的な種子流通の活性化に対応した種子伝染性病害の検査技術の確立 エンドウモザイク病等の重要な種子伝染性病害(3病害程度)について、簡易かつ信頼性の高い検査法を実用化する。</p> <p>【年度計画】 (2)国際的な種子流通の活性化に対応した種子伝染性病害の検査技術の確立 ウリ科果実汚斑細菌病の種子検査法について、ニガウリ種子に適用できる手法に関する調査を行う。</p>	<p>◇種子伝染性病害の検査法の実用化</p> <p>【事業報告】 ・ウリ科果実汚斑細菌病について、ニガウリ果実に病原細菌を接種して汚染種子を作成し、健全種子2,000粒にこの汚染種子を1粒混入させた集団で増菌(Sweat-bag Seedling法)を行った。そこから回収した混和液を用いて、変法AacSM選択培地及びLAMP法により病原細菌の検出を行い、少なくとも約50~100CFU未満の汚染種子を混入させた区でも安定して病原細菌を検出できた。この成果を基に、ニガウリを同病種子検査の対象作物に追加した。</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (3)コスト低減と品質の向上のための原種生産技術の開発 ア ばれいしょのミニチューバー及びさとうきびの側枝苗の生産効率を高めるための技術を開発する。</p> <p>【年度計画】 (3)コスト低減と品質の向上のための原種生産技術の開発</p>	<p>◇種苗生産のコスト低減に係る技術の開発</p> <p>【事業報告】 ・ばれいしょ養液栽培による施設内生産技術について (1)栽培方式による増殖率の比較調査 ばれいしょ養液栽培による施設内生産技術について、「デジマ」、「ニシユタカ」、「ワセシロ」及び「男爵薯」の4品種を用いて養液栽培(孀恋方式)、エアロポニックス及び2方式折衷方式のミニチューバー増殖率比較調査を行った結果、「デジマ」と「ニシユタカ」ではエアロポニックスの増殖率が高い結果</p>	<p>B</p>

<p>ア ばれいしょ養液栽培による施設内生産技術の高度化及び器内培養苗の効率的培養に関する調査並びにさとうきび側枝苗を用いた生産技術の高度化に関する調査を行う。</p>	<p>となった。これは、エアロポニックスでは養液栽培よりも収穫時期が遅れる傾向にあり、9月中旬以降の気温低下に応じて使用したストーブの室内排気によるCO₂濃度の増加と収穫ピークが重なったためと考えられた。</p> <p>面積当たりのミニチューバー増殖率向上を図るため、培養苗数を現行の1株1苗と1株2苗とで株当たりミニチューバー生産個数を比較したが、両者に差はみられなかった。</p> <p>(2) パーミキュライト培地厚の低減による増殖率向上等の実証調査 パーミキュライト培地厚を約1～2cmとして、18品種についてミニチューバー生産の実証調査を行い、過去2年のデータと比較した。26年度は早生品種を多く配置した網室のみ長日処理をした結果、概して増殖率が高く、栽培期間も9品種で最短となり、10月中には最も早く全品種の栽培が終了した。また、10g以上のミニチューバー生産個数も最多となった。なお、長日処理を行わなかった中晩生品種で、増殖率の低下は認められなかった。</p> <p>(3) 器内培養苗の効率的培養に関する調査 新品種、暖地系品種等20品種について、25年度と同様に、温度と光条件に対する感受性（シュート伸長、乾物重の増加、イディーマ（水腫様症状）発症程度等）を評価し、培養条件への適応範囲の広狭（培養管理の難易）に応じて4つにグループ分けした。</p> <p>また、これまでの試験結果を踏まえて培養室の培養条件（温度、通気、光強度）を変更して、32品種についてイディーマ等の抑制効果の実証試験を行った結果、多くの品種で改善効果がみられた。</p> <p>さらに、蛍光灯の代替光源としてLEDを用いて、明期と暗期の周期を変えてばれいしょ培養苗の生育への影響を調査した結果、光周期とばれいしょ培養苗の生育に明らかな関係はみられず、光周期が短いほど乾物生産が増加した既報と異なる結果となった。</p> <p>・ さとうきびの母木の1節苗形態による側枝苗生産方法について、26年度は保水力アップによる一層の増殖率向上を狙って培地等を変更するとともに、供試品種を増やして春期及び夏期の調査を実施し本法への適応確認を行った。その結果、培地等の変更が排水性悪化につながり、発根不良による枯死株が発生したが、春夏とも1次側枝はほぼ100%発生した。また、夏期調査では台風被害による枯死株が発生したが、そのうち多くの株で枯死前に2次側枝は発生していた。こうしたことから本法の母木1本当たり増殖率は、品種間差はあるが、農場での現行法（地上部6節の母木法：22年度から25年度平均）と同等以上の増殖率が確認でき、いずれの品種も春夏とも本法に適応すると考えられた。</p>	
<p>【中期計画】 イ ジャガイモYモザイク病欧州型えそ系統の系統判別、ジャガイモやせいも病等の検定手法を実用化するとともに、輪腐病のPCR検定技術を確認する。</p> <p>【年度計画】 イ ジャガイモやせいもウイルス（PSTVd）及び輪腐病の検定手法の実用化に関する調査を行う。</p>	<p>◇ばれいしょ病害検定手法の実用化</p> <p>【事業報告】 ・ 25年度に導入したジャガイモやせいもウイルス（PSTVd）の検出技術は全10種のポスピウイルス属中8種を検出するプライマーを用いているが、26年度は文献調査により、さらに <i>Columnnea latent viroid</i> (CLVd) を含む9種を検出するプライマーの情報を得た。また、このプライマーでPSTVdの非感染性RNAの特定領域が増幅することを確認した。</p> <p>・ 増菌PCR法を輪腐病検定に導入することを目的として、King's B 液体培地、NCP-88 液体培地及びMTNA 液体培地の3種の増菌培地について輪腐病菌の増菌比較を行った。その結果、MTNA 液体培地では増菌したが、他の2培地では全く増菌が見られなかった。現在のところ原因は未確認である。その後、急きょ、黒あし病の増菌培地の検討をすることとなり、本調査は途中で休止した。</p>	B
<p>【中期計画】 (4) 調査研究能力の向上 調査研究実施者による検討会、先進的な技術の導入に係る専門技術研修等を実施することにより、調査研究実施者の調査研究能力の向上を図る。</p> <p>【年度計画】 (4) 調査研究能力の向上 調査研究実施者による検討会を開催するとともに、調査研究課題に関連する研究会、シンポジウム等へ参加する。</p>	<p>◇調査研究実施者の調査研究能力の向上</p> <p>【事業報告】 ・ ばれいしょ関係の調査研究実施者による成果発表・検討会を北海道中央農場で開催し、関係者と情報交換を行ったほか、本所においても調査研究実施者による成果発表会を行った。</p> <p>・ 日本DNA多型学会、UPOVのBMT（生化学及び分子技術作業部会）（韓国）、「品種保護における分子マーカー利用に関するシンポジウム」（韓国）、SHTAシンポジウム、サトウキビ試験成績発表会等に参加し情報収集を行ったほか、施設園芸技術中級講座、日本養液栽培研究会研修会、短期集合研修（数理統計基礎編）等を受講した。</p>	B

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-5 種苗に係る情報の収集、整理及び提供並びに技術指導</p>	<p>○種苗に係る情報の提供等</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (1) 品種登録出願者等にホームページ等を通じて、主要な植物の特性調査のための栽培方法、植物別の担当農場及び栽培試験における種苗の送付形態等の栽培試験に係る情報を提供する。</p> <p>【年度計画】 (1) 品種登録出願者等にホームページ等を通じて、主要な植物の特性調査のための栽培方法、植物別の担当農場及び栽培試験における種苗の送付形態等の栽培試験に係る情報を提供する。</p>	<p>◇品種登録出願者等に対する情報提供</p> <p>【事業報告】 ・種苗管理センターのホームページにおいて、栽培試験業務の概要及び主要な植物の特性調査のための栽培方法、植物別の担当農場を示すとともに、栽培試験における種苗の送付形態等の情報について、新たに24種類の情報を追加し閲覧できるようにした。また、農林水産省品種登録ホームページとのリンクにより、種類別審査基準等の情報を提供した。</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (2) 種苗管理センターが保有するリファレンスコレクション等について、6次産業化を推進する観点から、加工適性等の品種特性概要及び入手先等の情報提供を行う。</p> <p>【年度計画】 (2) 種苗管理センターが保有するリファレンスコレクション等について、6次産業化を推進する観点から、加工適性等の品種特性概要及び入手先等の情報提供を行う。</p>	<p>◇6次産業化を推進するための情報提供</p> <p>【事業報告】 ・6次産業化の促進に向けた在来品種の活用に関する相談7件に対して、商品開発、種苗の入手先情報等のアドバイスを行った。 (表2-1-12参照) ・農林水産省が主催したアグリビジネス創出フェア2014において、6次産業化を支援するため、品種保護活用相談窓口を会場に設置し、センターが生産配布しているばれいしょ原原種の全品種を新品種の6次産業化への活用事例の紹介等を行った。</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (3) 種苗業者に対しホームページ等を通じて、発芽検査方法、病害検査方法等の種苗検査に係る情報を提供する。また、必要に応じて技術講習会の開催、種苗業者が行う研修会等への職員の派遣等により、民間における検査技術の向上を支援する。</p> <p>【年度計画】 (3) 種苗業者に対しホームページ等を通じて、発芽検査方法、病害検査方法等の種苗検査に係る情報を提供する。また、必要に応じて技術講習会の開催、種苗業者が行う研修会等への職員の派遣等により、民間における検査技術の向上を支援する。</p>	<p>◇種苗業者に対する情報提供及び技術指導</p> <p>【事業報告】 ・依頼検査を開始した黒すす病の検査方法、依頼検査項目で根朽病と果実汚斑細菌病に関する検査対象作物の拡大について、種苗管理センターのホームページに掲載した。 ・種苗業者2社からの依頼により、発芽試験の手法及び判定方法について4名に対して講義及び実習を行った。 ・種苗業者2社からの依頼により、種子伝染性病害の検査法について2名に対して講義及び実習を行った。 ・植物防疫所からの依頼により、種子伝染性病害、種子検査における国際情勢について2回講演を行った。</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (4) センターが生産及び配布する原原種の検定結果及び品種特性等の技術情報について、ホームページや配布先調査等を通じて種苗生産者等にきめ細やかな情報提供を行う。また、要望に応じて職員を技術講習会等に派遣し、技術指導を行う。</p> <p>【年度計画】 (4) センターが生産及び配布する原原種の検定結果及び品種特性等の技術情報について、ホームページや配布先調査等を通じて種苗生産者等にきめ細やかな情報提供を行うとともに、採種関係者との意見交換、情報共有を目的とした連絡会を開催する。また、要望に応じて職員を技術講習会等に派遣し、技術指導を行う。</p>	<p>◇ばれいしょ、さとうきび種苗生産者等に対する技術情報の提供</p> <p>【事業報告】 ・種苗管理センターのホームページに次の事項を引き続き掲載し、必要に応じ内容を更新した。 新品種紹介パンフレット ばれいしょ品種の形態及びウイルスの病徴 ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種アンケート調査結果 種ばれいしょの検定結果 シストセンチュウ検診結果 PMTV土壌調査結果 ・配布先調査や各地で開催された講習会等において、病害検定技術等について指導を行うとともに、採種団体等との情報共有を図る観点から、「ばれいしょ原原種及び原原種生産に係る北海道連絡会」を開催し、栽培管理、検定技術等に関する意見交換を2回行った。 ・さとうきびについては、無病性の確保に向けた技術指導に協力するとともに、生産者に対し病害虫まん延防止対策の徹底を促すパンフレットを春植用の出荷に合わせて配付した。</p>	<p>B</p>

<p>【中期計画】 (5) センターが行った調査研究結果について、関連する専門誌や一般誌等への掲載を行うとともに、学会、ホームページ等を通じて情報提供を行う。</p> <p>【年度計画】 (5) センターが行った調査研究結果について、関連する専門誌や一般誌等への掲載を行うとともに、学会、ホームページ等を通じて情報提供を行う。</p>	<p>◇調査研究成果の情報提供</p> <p>【業務報告】 ・調査研究成果を I S T A 健全種子シンポジウム（イギリス）、I S H I - V e g 会議（フランス）、日本植物病理学会北海道部会、日本育種学会・日本作物学会北海道談話会で発表したほか、日本 DNA 多型学会誌等に掲載した。 （表 2-5-1 参照） ・26 年度調査研究実績報告を作成し、そのうち重点調査研究課題の成果についてホームページに概要を掲載した。</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (6) プロジェクト協力等へ積極的に参画するとともに、外国から専門家派遣要請があった場合、要請の内容に即した適切な職員を当該国へ派遣する。また、農林水産省及び独立行政法人国際協力機構と協力しながら海外研修員の受入れ及び研修を実施する。</p> <p>【年度計画】 (6) プロジェクト協力等へ積極的に参画するとともに、外国から専門家派遣要請があった場合、要請の内容に即した適切な職員を当該国へ派遣する。また、農林水産省及び独立行政法人国際協力機構と協力しながら海外研修員の受入れ及び研修を実施する。</p>	<p>◇外国からの専門家派遣要請に基づく職員の派遣等</p> <p>【事業報告】 ・タイ農業・協同組合省農業局植物品種保護課からの要請に基づき、栽培試験実施マニュアルについての指導に 1 名の職員を派遣し、台湾種苗改良繁殖場からの要請に基づき、現地での会合における講演、種苗検査業務に関する意見交換等に職員を 1 名派遣した。また、台湾種苗改良繁殖場との技術協力に係る覚書の締結のために理事長の他 2 名を派遣した。 （表 2-5-2 参照）</p> <p>◇海外研修員の受入れ及び研修の実施</p> <p>【事業報告】 ・ J I C A からの要請に基づき、集団研修や国別研修を実施し、延べ 16 名の研修員を受け入れた。その他、要請に基づき視察等に 6 名を受け入れた。 （表 2-5-3 及び 4 参照）</p>	<p>B</p> <p>B</p>

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-6 農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖</p>	<p>○遺伝資源業務の質の向上</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (1) ジーンバンク事業の的確な実施 ア 独立行政法人農業生物資源研究所が実施するジーンバンク事業の計画に沿って、植物遺伝資源の保存・増殖、特性評価、保存種子の発芽率の調査、遺伝資源の保存に関する調査等を行う。その実施に当たっては、気象災害等による保存植物の滅失を防ぐため、重要度の高い植物については、ほ場における保存に加え、施設内においても保存するなど、保存体制の強化を図る。</p> <p>【年度計画】 (1) ジーンバンク事業の的確な実施 ア 独立行政法人農業生物資源研究所が実施するジーンバンク事業の計画に沿って、植物遺伝資源の保存・増殖、特性評価、遺伝資源の保存に関する調査等を行う。その実施に当たっては、重要度の高い植物について、ほ場における保存に加え、施設内においても保存するなど、二重保存を行う。</p>	<p>◇植物遺伝資源の保存・増殖、特性評価等の実施</p> <p>【事業報告】 ・平成26年度農業生物資源ジーンバンク事業計画に基づき、植物遺伝資源の栄養体として、新規8種67点、再導入3種18点を受入れ、植物遺伝資源の保存は11,235点(対計画比99.8%)、種子増殖744点(同98.5%)、特性調査点数11,916点(同100.0%)、小麦及び大麦の播種調査3,000点(同100.0%)を実施。また、植物遺伝資源をジーンバンクからの依頼に基づき、19件88系統を配布した。 (表2-6-1参照)</p> <p>◇重要度の高い植物の保存体制の強化</p> <p>【事業報告】 ・種苗管理センターでは栽培管理の難しい植物、滅失のおそれのある植物、他のサブバンク等で保存していない植物を「重要度の高い植物」として自主的に特別な管理に努めており、19種2,773点(昨年比:3種1,312点増)について農場内で二重保存を実施した。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
<p>【中期計画】 イ 遺伝資源保存業務担当者による遺伝資源保存業務実施上の問題点の早期解決のための検討を行うとともに、専門技術研修等の実施、センターバンク等の専門家等からの意見の聴取及び栽培・特性調査マニュアルの作成により、遺伝資源保存業務担当者の業務運営能力の向上を図る。</p> <p>【年度計画】 イ 遺伝資源担当者会議を開催し、遺伝資源保存業務遂行上の問題点の早期解決のための検討を行う。また、研修計画に基づき専門技術研修を実施するとともに、専門家等から意見を聴取し、2種類の栽培・特性調査マニュアルを作成する。</p>	<p>◇遺伝資源保存業務担当者の業務運営能力の向上</p> <p>【事業報告】 ・遺伝資源専門技術研修及び同担当者会議を開催し、業務の点検評価を実施するとともに、品質マニュアルに基づく手順書に沿った保存増殖業務の進行管理や現存確認などの各作業進捗状況を確認した。 ・また、栽培・特性調査マニュアルについては、26年度はばれいしょ及びカーネーションの2植物のマニュアルを改訂した。</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 ウ 独立行政法人農業生物資源研究所からの委託に基づき、海外から導入するばれいしょについて、ウイルス病等の無毒化事業を実施する。</p> <p>【年度計画】 ウ 独立行政法人農業生物資源研究所からの委託に基づき、海外から導入するばれいしょについて、ウイルス病等の無毒化事業を実施する。</p>	<p>◇委託に基づく海外から導入するばれいしょの無毒化事業の実施</p> <p>【事業報告】 ・委託はなかった。</p>	<p>-</p>
<p>【中期計画】 (2) 生物多様性条約第10回締約国会議に関連する取組 生物多様性条約第10回締約国会議において議決された名古屋議定書の円滑な推進に向け、センターが有する遺伝資源植物の保存・増殖技術や、品種特性分析手法について、その活用を図ることとし、農林水産省からの要請に基づき、遺伝資源への</p>	<p>◇農林水産省からの要請に基づく遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会議等への職員の派遣</p> <p>【事業報告】 ・公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会からの依頼によりエリンギウム遺伝資源について特性調査を実施した。</p>	<p>B</p>

アクセスと利益配分に関する会議等に職員を派遣する。

【年度計画】
(2) 生物多様性条約第10回締約国会議に関連する取組
農林水産省の海外遺伝資源の利用促進に関する事業への協力を行う。

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>【中期計画】 1 予算 平成23年度～平成27年度予算 (略) 2 収支計画 平成23年度～平成27年度収支 計画 (略) 3 資金計画 平成23年度～平成27年度資金 計画 (略)</p> <p>【年度計画】 1 予算 平成26年度予算 (略) 2 収支計画 平成26年度収支計画 (略) 3 資金計画 平成26年度資金計画 (略)</p>	<p>○経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出の節減に当たり、次の事項に積極的に取り組んだ。 ・契約について、競争入札を原則として競争性を高めるとともに、本所に対応可能な契約は、全て本所で実施することにより効率化を図った。 ・また、前年度に引き続き農業資材等については、使用時期及び納入場所を勘案し、全国分を本所で取りまとめ、計画的な契約を行った。 ・水道光熱費及び通信運搬費について、継続した節減目標を立て、全農場へ情報提供を行い、節減意識を高め効率化を図るとともに、宿泊パックの原則利用による出張旅費の節減に努めた。 ・施設整備費補助金による工事2件及び運営費交付金で施工した解体撤去工事1件について全て工事契約を自主施工とした。 ・各農場の遊休機械の機能等を調査し、他の農場に管理換することにより有効利用を図った。 (表3-1～4参照) 	<p>B</p>

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>【中期計画】</p> <p>1 予算 平成23年度～平成27年度予算 (略)</p> <p>2 収支計画 平成23年度～平成27年度収支 計画 (略)</p> <p>3 資金計画 平成23年度～平成27年度資金 計画 (略)</p> <p>【年度計画】</p> <p>1 予算 平成26年度予算 (略)</p> <p>2 収支計画 平成26年度収支計画 (略)</p> <p>3 資金計画 平成26年度資金計画 (略)</p>	<p>○法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)</p> <p>【事業報告】</p> <p>・事業費の配分については、合理性、効率性の観点から予算配分の考え方を作成し、これに基づき各業務の事業量をベースに各農場等の業務の実施状況等も勘案した上で、実行予算の計画を作成した。 また、機械・器具の整備に必要な経費については、本所において各農場の業務の実施状況等を点検・精査し配分した。</p>	<p>B</p>

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第4 短期借入金の限度額 4億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延又は 自己都合退職等による退職手当の不足。</p>	<p>◎短期借入金の借入に至った理由等 (借入がなかった場合は本項目の評価は行わない)</p> <p>【事業報告】 ・短期借入金を借り入れる事態は生じなかった。</p>	<p>—</p>

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>【中期計画】 ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場における不要施設は国への返納を含め検討する。</p> <p>【年度計画】 ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場における不要施設は国への返納を含め検討する。</p>	<p>◎不要財産の処分等に関する計画</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場の不要施設の処分については、不要資産となる建物・設備の設置場所が借地であり、借地の土地賃貸借契約を解約する場合には、原状回復（更地）することとなっている。しかしながら、原状回復（更地）するには相当の費用が必要なため、不要資産となる建物等を解体撤去することなく借地保有者に売却することも考慮に入れた段階的な借地等返還計画を借地保有者に提案し、協議を進めてきたところである。 <p>協議の結果、借地保有者からの購入希望がないという意向を示されたことから、不要施設の解体予算を確保し借地を更地にした上で、段階的な借地の返還を進める。</p>	<p>B</p>

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第6 第5に係る財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>【中期計画】 金谷農場牧之原分室（静岡県牧之原市、13,470.65㎡）を売却する。なお、センター業務を引き続き円滑に実施するため、売却収入により業務に必要な施設、機械等を整備する。</p> <p>【年度計画】 金谷農場牧之原分室（静岡県牧之原市、13,470.65㎡）について、売却する。なお、センター業務を引き続き円滑に実施するため、売却収入等により業務に必要な施設、機械等を整備する。</p>	<p>◎重要な財産の譲渡等の計画</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金谷農場牧之原分室敷地の売却については、26年9月に牧之原市議会で財産取得の議決が採択されたことを受け、10月に売買契約を締結し11月に移転登記が完了したところである。 なお、金谷農場牧之原分室の売却収入等による栽培試験業務に必要な施設、機械等の整備計画を作成し、逐次進めているところである。 また、北海道中央農場敷地を横断している市道の改築計画により敷地の一部（995.11㎡）について北広島市から取得要望があり、不要財産処分の大臣認可が下りたことから売却に向けた協議を進める。 	<p>B</p>

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第7 剰余金の使途</p> <p>【中期計画】 業務の高度化・効率化に必要な栽培試験用温室、ばれいしょ増殖温室等の施設、ばれいしょ収穫機、選別機等の機械の更新等のための経費に充当する。</p> <p>【年度計画】 業務の高度化・効率化に必要な栽培試験用温室、ばれいしょ増殖温室等の施設、ばれいしょ収穫機、選別機等の機械の更新等のための経費に充当する。</p>	<p>◎剰余金の使途 (中期計画に定めた剰余金の使途に当てた年度のみ評価を行う)</p> <p>【事業報告】 ・目的積立金の該当なし。</p>	<p>—</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>【中期計画】 1 施設及び整備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。(表略)</p> <p>【年度計画】 1 施設及び整備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p> <p>2 6年度計画 (施設整備費補助金) ・ばれいしょ保管・出荷施設新築(胆振) ・軽量鉄骨無加温温室新築(雲仙)</p>	<p>○施設及び整備に関する計画(中期計画に定められている施設及び整備についての当該事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の成果)</p> <p>【事業報告】 ・施設整備費補助金による胆振農場のばれいしょ保管・出荷施設新築工事については27年3月に完成し、27年度から効率的な出荷作業等が可能となった。 また、雲仙農場の軽量鉄骨無加温温室新築については26年12月に完成し、品種登録出願件数の多いトマト等の連作障害を回避するとともに、隔離栽培試験が可能となった。</p>	<p>B</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第8-2 職員の人事に関する計画</p>	<p>○職員の人事に関する計画</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (1) 方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進める。 イ 栽培試験対象植物の拡大、種苗検査項目の拡大等、新たな課題への対応に必要な人員を確保する。 【年度計画】 (1) 方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進める。 イ 栽培試験対象植物の拡大、種苗検査項目の拡大等、新たな課題への対応に必要な人員を確保する。 また、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）において、農業・食品産業技術総合研究機構等と統合し研究開発型の法人とすることとされたことを踏まえ、今後講じられる実施に必要な措置に基づき所要の検討を行う。</p>	<p>◇職員の人事に関する方針</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理部門については既存業務を効率的に推進するため、本所と農場間の事務職員の配置換え及び国の出先機関他の独法との事務職員の人事交流を実施し、適正な人員配置を行った。 ・業務部門については、総合種苗保管・検査棟の完成に伴い、発芽検査等を本所に集約し、種苗検査業務の効率化を図るため、北海道中央農場及び西日本農場から本所へ2名の人員の振替を行った。 ・農業・食品産業技術総合研究機構等4法人が統合し研究開発型の法人とすることとされたことを踏まえ、各法人の理事長及び副理事長から成る4法人統合準備委員会において新法人の新たな体制等を検討したほか、種苗管理センターの役員、本所部課室長等及び農場長等から成る組織体制検討委員会において統合に向けた取組及び統合後の種苗管理業務等に係る所要の検討を行った。 	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、期初職員相当数を上回らないものとする。 (参考) 期初の常勤職員数 302人 【年度計画】 (2) 平成26年度の常勤職員数は、中期目標期間の期初職員相当数を上回らないものとする。</p>	<p>◇人件費及び人員に関する指標</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く）については、23年度までの国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与については、26年度の人事院勧告に基づき、初任給・若年層を重点的に官民格差等に基づく給与水準を改定するため平均0.3%の俸給月額の上上げ26年4月1日に遡って改正、交通用具使用者の通勤手当について、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引上げを26年4月1日に遡って改正、勤勉手当の支給割合を年間0.15月分の上上げを実施し、26年12月期に支給した。さらに俸給表の改正に伴う昇格時号俸対応表の改正及び26年度に昇格に関する経過措置の規程を26年4月1日に遡って実施した。 ・なお、26年度人事院勧告の27年4月から30年までの給与制度の総合的見直し分（俸給表の改正、地域手当の改正、諸手当の改正、寒冷地手当の見直し、再雇用職員に新に単身赴任手当を支給）と見直し初年度の改正原資を得るための27年1月昇給の1号俸抑制の代償措置等については、労働組合と実施内容等について交渉中である。 ・人員については、期末の常勤職員職員数は294人である。 	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (3) 人材の確保・養成 ア 職員の採用については、センター業務を遂行する上で必要となる技術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者を中心として行う。 イ 種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、行政部局、他の独立行政法人等との人事交流を計画的に実施する。 ウ 職員の技術水準及び事務処理能力の向上等を図るための研修等の受講、必要な資格の取得等を計画的に進め、人材の育成を図る。 エ センター業務の効率化やサービスの向上、業務の円滑な実施等に多大な貢献を行った職員に対しその功績を表彰する。 【年度計画】 (3) 人材の確保・養成 ア 職員の採用については、センター業務を遂行する上で必要となる技</p>	<p>◇人材の確保・養成状況</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗管理センターの業務を遂行する上で必要となる技術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者から4名を採用した。 ・種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、農林水産省及び農林水産省の出先機関、試験研究機関等他の独立行政法人との間で転入15名、転出11名の人事交流を行った。 ・「種苗管理センター職員研修規程」に基づき26年度研修計画を作成し、センター内部の研修のほか、人事院地方事務局等の外部機関の研修を活用し計画的に研修を実施した。 ・「業務改善努力に対する賞状の授与の実施について」に基づき、社会的評価を高めた事例及び業務の推進に有益な考案を行った事例について、検討を行ったが表彰までには至らなかった。 	<p>B</p>

術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者を中心として行う。

イ 種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、行政部局、他の独立行政法人等との人事交流を計画的に実施する。

ウ 職員の技術水準及び事務処理能力の向上等を図るための研修等の受講、必要な資格の取得等を計画的に進め、人材の育成を図る。

エ センター業務の効率化やサービスの向上、業務の円滑な実施等に多大な貢献を行った職員に対しその功績を表彰する。

付表

表 1-1-1 UPOVが開催する会議への職員の派遣実績

組織名	国際会議名	派遣人数	開催地	開催時期
UPOV	TWO（観賞植物及び林木技術作業部会）	1	ケニア	5月19～23日
	TWV（野菜技術作業部会）	1	イタリア	6月23～27日
	BMT（生化学及び分子技術作業部会）	1	韓国	11月9～13日
計		3		

表 1-1-2 栽培試験終了後の平均報告日数

	平成25年度	26年度
平均報告日数	83日	82日

注：平均報告日数は、当該年度に試験が終了したものについての試験終了から農林水産省への報告までの平均日数である。

表 1-1-3 品種情報データベース入力実績

旧版	平成25年度	26年度	累計
品種情報(品種数)	1,924	0	56,420
保存品種情報(品種数)	0	0	15,421
栽培試験情報(件数)	103	0	2,121
種苗の入手先情報(件数)	4,220	0	80,578
定型情報データ(品種数)	450	0	22,055
画像情報(品種数)	0	0	9,558
新版（栽培試験業務管理システム）	25年度	26年度	累計
品種情報(品種数)	2,016	5,540	7,556
保存品種情報(品種数)	419	5,994	6,413
栽培試験情報(件数)	487	145	632
種苗の入手先情報(件数)	1,823	5,432	7,233
定型情報データ(品種数)	820	4,523	5,343
画像情報(品種数)	735	6,791	6,826

注1：品種情報とは、品種に関する基本データ（マスター情報）である。

注2：保存品種情報とは、栽培試験に使用した対照品種等の保存場所、使用状況等の情報である。

注3：栽培試験情報とは、栽培試験の実施方法等の情報である。

注4：種苗の入手先情報とは、種苗提供元の住所、氏名、連絡先である。

注5：定型情報データとは、品種の特性データである。

注6：画像情報とは、種苗の写真を入力した品種のデータである。

表 1-1-4 栽培試験委託の公募案件数

	公募 案件数	植 物 種 類	品種数	委託数	委 託 先
平成 25年度	2	ストック種	11	0	応募なし
		ひやくにちそう種	2	0	応募なし
	該当なし	(アルストロメリア属)	—	—	
		(えぞぎく種)	—	—	
		(けいとう属)	—	—	
		(コリウス属)	—	—	
		(にちにちそう(旧ビンカ)種)	—	—	
		(ペンステモン属)	—	—	
		(稲種)	—	—	
		(コスモス属)	—	—	
(おうごんかずら種)	—	—			
	計	13	0		
26年度	6	えぞぎく種	5	—	応募なし
		けいとう属	3	—	応募なし
		コリウス属	2	—	応募なし
		ストック種	3	—	応募なし
		にちにちそう(旧ビンカ)種	10	—	応募なし
		おうごんかずら種	1	—	応募なし
	該当なし	(アルストロメリア属)	—	—	
		(ペンステモン属)	—	—	
		(稲種)	—	—	
		(コスモス属)	—	—	
	(ひやくにちそう種)	—	—		
	計	24	0		

表 1-1-5 品種保護Gメンの配置

	平成25年度	26年度
本所	7 (3)	7 (3)
北海道中央	2 (2)	2 (2)
上北	2 (2)	2 (2)
八岳	2 (2)	2 (2)
西日本	3 (3)	3 (3)
雲仙	2 (2)	2 (2)
沖縄	2 (2)	2 (2)
合計	7農場20(16)名	7農場20(16)名

注：カッコ内の数値は併任で内数である。

表 1-3-1 種苗生産業務に要した経費及び単位当たり業務コスト

作物名	業務経費（千円）			単位当たり業務コスト（円）		
		人件費	物件費		人件費	物件費
ばれいしょ	848,063 (104.5)	638,734 (107.0)	209,329 (97.5)	12,088 (106.1)	9,371 (109.6)	2,717 (95.5)
さとうきび	156,986 (105.5)	115,438 (106.5)	41,548 (102.8)	56,874 (91.7)	41,901 (92.5)	14,972 (89.5)

注 1：業務経費には、原原種生産に係る直接的経費のほか、①原原種に至るまでの無病化から培養系母本、基本ほまでの増殖、②各段階での無病性を確保するための厳格な品質管理、③隔離ほ場における病害虫進入防止や輪作ほ場の維持などの種苗生産業務に要した全ての経費を含む。

注 2：単位あたり業務コストは、業務経費から副産物収入及び保険料収入を差し引いて生産計画数量で除したものである。

注 3：業務経費及び単位当たり業務コストのカッコ内の数値は、対前年度比（%）である。

表 1-3-2 余剰原原種及び規格外品の販売実績等

（単位：袋、千円）

区分	平成23年度			24年度			25年度			26年度			
	数量	%	売上額	数量	%	売上額	数量	%	売上額	数量	%	売上額	
発 生 量	余剰	2,688	6.0	—	3,428	6.9	—	1,378	2.7	—	2,764	4.3	—
	規格外	41,904	94.0	—	46,249	93.1	—	48,912	97.3	—	61,562	95.7	—
	合計	44,592	100	—	49,677	100	—	50,290	100	—	64,326	100	—
販 売 量	原原種 （規格外のみ）	1,317	2.8	1,601	1,842	3.7	2,538	4,604	9.2	5,627	1,480	2.3	3,086
	一般種苗	8,442	17.7	10,633	8,836	17.8	10,310	5,299	10.5	5,549	4,139	6.4	5,038
	環境浄化用	3,036	6.4	3,623	3,383	6.8	3,325	4,293	8.5	4,074	5,246	8.2	4,958
	でん粉	26,735	56.0	4,712	26,232	52.8	3,452	34,303	68.2	4,137	45,730	71.1	6,400
	減耗・廃棄	8,199	17.2	—	9,384	18.9	—	1,791	3.6	—	7,731	12.0	—
合 計	47,729	100	20,569	49,677	100	19,626	50,290	100	19,387	64,326	100	19,482	

注 1：環境浄化用は病害の発生リスクを低減させるため、原原種生産農場の周辺農家に配布しているものである。

注 2：減耗・廃棄量は発生量から販売量を差し引いて算出したものである。

注 3：ラウンドのため、合計と内訳が一致しない場合がある。

表 1-5-1 経費削減及び効率化目標との関係

(単位：百万円)

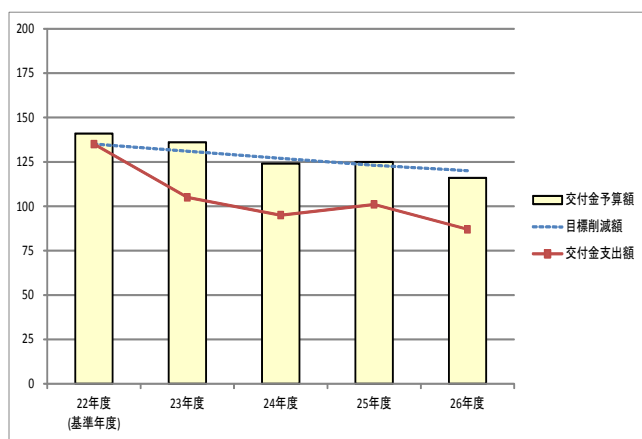
区 分		基準年度		当中期目標期間							
		平成22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
		金額	金額	金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比
一般 管理費	予算額	327	308	94.3%	298	96.6%	292	98.1%	284	97.3%	
	決算額	135	105	77.5%	95	90.7%	101	106.2%	87	86.7%	
業務経費	予算額	288	280	97.3%	276	98.6%	273	98.9%	275	100.5%	
	決算額	345	315	91.3%	322	102.1%	334	103.9%	255	76.4%	

注 1：予算の区分に従い作成した決算報告書によるものであり、人件費は含まない。

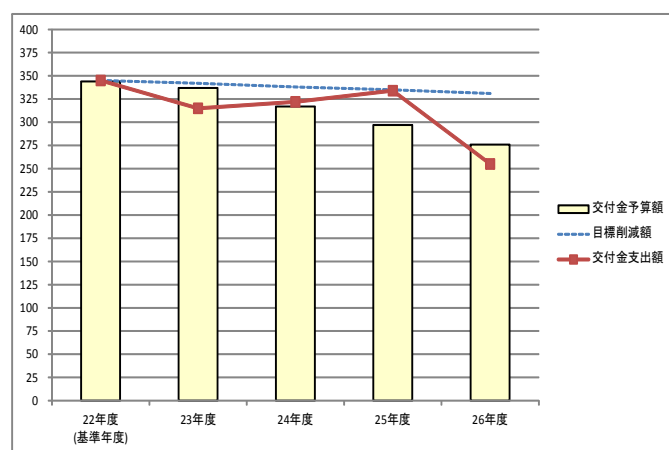
また、自己収入に係る経費は除いてある。

注 2：対前年度比欄のカッコ内の数値は、基準年度からの年平均削減率である。

注 3：平成23年度・24年度の予算額及び決算額は、23年度補正予算を除いてある。



一般管理費



業務経費

表 1-5-2 随意契約見直し計画の進捗状況

(単位：件、億円)

	23年度		24年度		25年度		26年度		比較増△減		20年度		22年5月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(76.9%)	(76.7%)	(79.5%)	(95.2%)	(82.2%)	(96.2%)	(81.8%)	(95.2%)	(△19.1%)	(△19.1%)	(74.6%)	(87.2%)	(87.3%)	(94.6%)
	30	1.3	31	3.58	37	4.64	38	3.47	△9	△0.82	47	4.29	55	4.66
企画競争・公募	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(△100%)	(△100%)	(1.6%)	(1.6%)	(1.6%)	(1.6%)
	0	0	0	0	0	0	0	0	△1	△0.08	1	0.08	1	0.08
競争性のある契約 (小計)	(76.9%)	(76.7%)	(79.5%)	(95.2%)	(82.2%)	(96.2%)	(81.8%)	(95.2%)	(△20.8%)	(△20.6%)	(76.2%)	(88.6%)	(88.9%)	(96.2%)
	30	1.30	31	3.58	37	4.64	38	3.47	△10	△0.90	48	4.37	56	4.74
競争性のない随意契約	(23.1%)	(23.3%)	(20.5%)	(4.8%)	(17.8%)	(3.8%)	(18.2%)	(4.8%)	(△53.3%)	(△69.6%)	(23.8%)	(11.3%)	(11.1%)	(3.8%)
	9	0.39	8	0.18	8	0.18	7	0.17	△8	△0.38	15	0.56	7	0.19
合計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(△28.6%)	(△26.0%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
	39	1.69	39	3.77	45	4.82	45	3.64	△18	△1.28	63	4.92	63	4.92

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増減欄は、平成26年度の対見直し計画年度 (20年度) 増減及び伸率である。

表 1-5-3 一者一応札の主な要因

	契 約 件 名	主 な 要 因
一般競争入札	西日本農場電気供給契約	提供可能な業者が限られたため
	北海道中央農場、後志分場、胆振、十勝農場電気供給契約	提供可能な業者が限られたため
	北海道中央農場後志分場肥料購入契約	仕様に合致した肥料を期限内に納品できる業者が限られたため
	種苗管理センター本所電子複合機保守業務	保守対象機種種の保守業務を実施できる業者が限られたため
	損害保険（自動車保険・賠償責任保険）	提供可能な業者が限られたため
	損害保険（財産保険）	過去の損害率が高いことから参加業者が限られたため
	種苗管理センター北海道3農場農薬購入契約	仕様に合致した農薬を期限内に納品できる業者が限られたため
	種苗管理センター上北農場肥料購入契約	保守対象機種種の保守業務を実施できる業者が限られたため
	種苗管理センター本所デンキーター賃貸借契約	提供可能な業者が限られたため

表 2-1-1 栽培試験実施計画作成点数

単位：点数

	平成25年度	26年度
農林水産省からの通知点数（A）	728	742
栽培試験実施計画作成点数（B）	728	742
$B/A \times 100$ （%）	100	100

注：委託契約で実施する点数を含む。

特殊検定は、1形質を1点でカウントした。

表 2-1-2① 栽培試験実施結果

単位：点数

	平成25年度	26年度
出願点数	1,027	979
資料調査点数	32	未定
栽培試験及び現地調査点数	995	未定
栽培試験実施計画作成点数	728	742
次年度以降実施予定点数	629	587
裁試験実施点数	805	831
（うち委託試験）	23（7 県 7 機関）	13（6 県 6 機関、1 法人）
当該年度計画実施予定点数	99	179
前年度計画実施予定点数	760	673
種苗未提出等による取り止め	54	21
裁試験実施目標点数	771	687
目値達成率	104%	121%

注：栽培試験実施目標点数＝（25年度出願点数－資料調査点数）×0.69

表2-1-2② 農場別栽培試験実施点数

単位：点数

	本所	八岳農場	西本農場	雲仙農場	合計	目標
平成25年度	104 (うち委託23)	65	518	118	805	771
26年度	112 (うち委託13)	49	519	151	831	687

表2-1-3 新たに栽培試験の対象とした植物の種類

	平成25年度	26年度
植物種類名	アサリナ属	アメリカホドイモ種
	アジアワタ種	おかとらのお種 × のじとらのお種
	アメリカイワナンテン種	グロキシニア ネマタントデス種 x グロキシニア
	イベリス属	シルバティカ種
	エウコムス属	グロキシニア属
	おしろいばな種	ジャコウソウモドキ種
	カスマンティウム ラティフォルム種	ジャスティシア属
	ぎぼうし属	シレネ属
	クニフォフィア属	ストレプトカーパス属
	クモノスパンダイソウ属	グレートヘッドガーリック種
	スゲ属	のあさがお種
	セイヨウニワトコ種	ヘーベ属
	フェリキア (ブルーデージー) 属	まつばぼたん種
	ペペロミア属	ユーホルビア属
わけぎ種	らっきょう種	
		らっきょう種×ねぎ種
		わすれなぐさ属
計	15種類	16種類

表2-1-4 栽培・特性調査マニュアルの作成状況

経過	平成25年度		26年度	
	マニュアル名	計	マニュアル名	計
作成完了	アルストロメリア属 イソトマ アキシラリス種 ガーベラ属 じゃのひげ種 シュルンベルゲラ (旧ジゴカクタス) 属 ステラ属 デルヒニウム属 なす種 ばら属 (改正) ローダンセマム属	10	エキナケア属 クレマチス属 じゅずさんご種 トマト種 (改正) ビデンス (せんだんぐさ) 属 ペラルゴニウム属 ホイヘラ (つぼさんご) 属 リプサリドプシス属 ロブラリア属 球根ベゴニア種 大豆種 (改正)	11
作成継続	エラチオールベゴニア種 球根ベゴニア種 トマト種 (改正) トルコぎきょう種 フクシア属 ホイヘラ属 ラベンダー属 リモニウム属 (改正)	8	アスター (旧しおん) 属 エラチオールベゴニア種 トルコぎきょう種 フクシア属 ラベンダー属 ラナンキュラス属 リモニウム属 (改正) ルクリア属	8

表 2-1-5 対照品種保管点数の実施状況

	新規収集		廃棄		累 計	
	種類	点数	種類	点数	種類	点数
合 計	80 (73)	614 (867)	38 (54)	301 (504)	204 (190)	6,641 (6,328)
種 子	36 (40)	186 (211)	23 (24)	137 (74)	141 (137)	4,458 (4,409)
種 菌	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	115 (115)
栄養体種苗	50 (38)	428 (656)	15 (31)	164 (430)	85 (68)	2,068 (1,804)

注 1：累計種類数は、新しい種類のみをカウントするため、前年度の累計種類数に当該年度の収集種類数を足した数にはならない。

注 2：累計点数（期末の保存点数）は、前年度累計点数から廃棄点数を引いた点数に当該年度の収集点数を足した数である。

注 3：カッコ内の数値は、平成25年度実績である。

表 2-1-6 種類別審査基準案の作成状況

経過	平成25年度		26年度	
	植物の種類	計	植物の種類	計
報告済み	アラビドプシス属「しろいぬなずな種」 ワスレナグサ属「ワスレナグサ属」 ヘーベ属「ヘーベ属」 ロフォミルツス属「ロフォミルツス属」 トベラ属クロバトベラ種「クロバトベラ種」 きだちあさがお亜種「キダチアサガオ亜種」 たいわんもみじ種「台湾モミジ種」 えぞすずしろ属「エソスズシロ属」 プロスタンテラ属「プロスタンテラ属」 リシマキア コンゲスティフロラ種「リシマキア コンゲスティフロラ種」 メラレウカ ブラクテアタ種「メラレウカ ブラクテアタ種」 ヘミジギア属「ヘミジギア属」 のじとらのお種「おかとらのお種 × のじとらのお種」	13	アサヒカズラ種「あさひかずら種」 アルブカ スピラルル種「アルブカ スピラリス種」 おへびいちご種「おへびいちご種」 カクトラノオ種「かくとらのお種」 クフェア ラモシシマ種「クフェア ラモシシマ種」 ハクサンハタザオ亜種「はくさんはたざお亜種」 ハシドイ属「はしどい属」 ビャクブ種「びやくぶ種」 ピレア デプレッサ種「ピレア デプレッサ種」 ミゾホオズキ属「みぞほおずき属」 メセンブリアンテムム属クリスタリヌム種「メセンブリアンテムム属クリスタリヌム種」 リンデルニア クレイスタンドラ種「リンデルニア クレイスタンドラ種」	12
検討継続	アルブカ スピラルル種 おへびいちご種 ハクサンハタザオ亜種 びやくぶ種 メセンブリアンテムム属クリスタリヌム種	5	アリウム ホーランドイウム × アリウム カラタ ビエンセ種 アルテルナンテラ ブラジリアナ種 エリカモドキ種 ディスクディア ルスキフォリア種 トラキメネ属コエルレア種 はうちわのき種	6

注：植物の種類は農林水産省より依頼された名称。「」内は特性調査分類報告書名

表 2-1-7 出願品種の種子及び種菌の保存実績

	新規保管		返却・廃棄		累 計	
	種類数	点数	種類数	点数	種類数	点数
種子	45 (48)	148 (134)	0 (0)	0 (0)	207 (205)	4,951 (4,803)
種菌	7 (6)	18 (16)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	385 (367)

注 1：累計種類数は、新しい種類のみをカウントするため、前年度の累計種類数に当該年度の収集種類数を足した数にはならない。

注 2：累計点数（期末の保存点数）は、前年度累計点数から廃棄点数を引いた点数に当該年度の収集点数を足した数である。

注 3：カッコ内の数値は、平成25年度実績である。

表 2-1-8 栽培試験の継続が不可能となった品種の主な原因

植物種類	品種数	主な原因	対応
あじさい属	1	栽培管理（摘心時期の遅延）	再試験
	1	栽培管理（用土の確認不足）	再試験
いちご属	3	うどんこ病	再試験
	1	出願品種の特性（現行の栽培試験の作型に不適）	中止
イベリス属	2	冬期間の生育不良	再試験
エキナケア属	1	株元の腐敗	再試験
オランダかいう属	1	軟腐病	再試験
きく種	1	対照品種の類似度	再試験
	1	出願品種の特性（現行の栽培試験の作型に不適）	中止
さくらそう（プリムラ）属	4	栽培管理（は種後の一時的な乾燥）	再試験
	1	対照品種の類似度	再試験
つるれいし種	1	対照品種が異品種である可能性	中止
ティアレラ属	1	初期生育の不良	再試験
バーベナ属	1	提出種苗の状態不良	再試験
ばら属	2	枝枯れ(キャンカー)	再試験
	2	対照品種の入手時期の遅れと初期生育の不良	再試験
	1	高温障害	再試験
ひやくにちそう属	1	対照品種の類似度	再試験
フサフジウツギ種	1	霜害（低温障害）	再試験
ペチュニア属	1	対照品種の消滅	中止
ヘデラ属	2	高温障害	再試験
マーガレット種	1	きくわい化ウイロイド	再試験
ランタナ属	1	対照品種の類似度	再試験
レタス種	3	生育量不足	中止
	1	生育量不足	再試験
合計	36		

表 2-1-9 栽培試験担当者研修の実績

研修名	目的	期間	対象者	人数
実務担当者研修	栽培試験を担当する職員の技術の向上を図るため、品種登録制度及びDUS判定等についての専門的知識・技術を付与する。	3日間（課題提出） （10月8～10日）	栽培試験業務の経験が概ね1年以上3年未満の職員	6
審査基準作成研修	審査基準の作成に係る専門的知識を付与し、DUSテストに係る総合的能力の向上を図る。	10ヶ月 （6月～3月） うち集合研修は5日間 （9月29～10月3日）	中堅職員	4
実施責任者養成研修	栽培試験業務に携わる中級職員に対し、栽培試験実施責任者としてのDUSテストに係る総合的能力を付与する。	4日間（課題提出） （7月15～18日）	中堅職員	4

表 2-1-10 Q&A（よく寄せられる質問）掲載数

	追加項目数	追加した内容
第2期（平成18年～22年度）	29項目	侵害状況記録2、品種類似性試験3、仮保護1 業としての解釈2、品種登録3、育種利用1 自家増殖5、先育成3、従属品種2、育成者権7
23年度	4項目	仮保護1、品種登録1、自家増殖1、品種登録表示1
24年度	3項目	品種の利用2、権利消尽1
25年度	1項目	育成者権1
26年度	3項目	品種の利用1、仮保護1、従属品種1
累 計	40項目	

表 2-1-11 依頼に基づく講演の実績

	平成25年度	26年度
講演場所	9回	8回
参加者数	262名	303名

表2-1-12 相談件数

		平成25年度	26年度
育成者権の侵害に関する相談	食用作物	3	2
	工芸作物	1	1
	野菜	3	2
	果樹	2	4
	草花類	6	7
	鑑賞樹	4	2
	林木	0	0
	きのこ類	1	1
	合計	20	19
育成者権の活用に関する相談		124	173
新品種の保護・活用に関する相談（6次産業化の促進）		2	0
在来品種の活用に関する相談（6次産業化の推進）		1	7
合 計		147	199

表2-1-13 品種類似性試験依頼件数

	平成25年度	26年度
特性比較	1	0
比較栽培	28	2
DNA分析	6	2
合計	35	4

表2-1-14 DNA分析が可能な種類

導入した年度	種 類
第1期（平成15～17年度）	いぐさ、いちご
第2期（平成18～22年度）	おうとう、茶、白いんげんまめ、日本なし、小豆
23年度	—
24年度	—
25年度	ひまわり
26年度	とうもろこし、カーネーション

表2-1-15 侵害状況記録及び寄託の実績

	草花	平成25年度	26年度
侵害状況記録	草花類	0	0
	果樹	0	0
	工芸作物	0	0
	きのこ類	1	0
	計	1	0
寄 託	草花類	12 (10)	14 (12)
	工芸作物	0 (0)	0 (0)
	きのこ類	6 (4)	6 (6)
	計	18 (14)	20 (18)

注：カッコ内の数値は、寄託期間が更新されたもので内数である。

表 2-1-16 登録品種DNAデータベースの作成実績

植物の種類	いちご	おうとう	茶	日本なし	小豆	ひまわり	計
第2期(平成18~22年度)	75品種	24品種	49品種	27品種	28品種	—	203品種
23年度	22品種	—	—	—	—	—	22品種
24年度	—	—	3品種	17品種	—	—	20品種
25年度	18品種	—	—	—	—	—	18品種
26年度	—	—	—	8品種	—	13品種	21品種
累 計	115品種	24品種	52品種	52品種	28品種	13品種	284品種

表 2-1-17 登録品種等の標本・DNAの保存数

		委託事業分			独自収集分		
		凍結乾燥標本	さく葉標本	抽出DNA	凍結乾燥標本	さく葉標本	抽出DNA
第2期 (平成20~22年度)	保存	1,779	1,144	136	357	160	6
	廃棄	465	420	21	0	0	0
23年度	保存	515	404	21	47	37	0
	廃棄	62	62	3	0	0	0
24年度	保存	449	340	6	96	52	0
	廃棄	44	39	1	0	0	0
25年度	保存	488	398	15	63	56	6
	廃棄	21	19	0	0	0	0
26年度	保存	436	385	9	8	0	0
	廃棄	23	16	0	0	2	6
合 計	保存	3,667	2,671	187	571	305	12
	廃棄	615	556	25	1	2	6
累計点数		3,052	2,115	162	570	303	6

注：累計点数（最終的な保管点数）は、合計の保存点数から廃棄点数を差し引いた点数である。

表 2-1-18 東アジア植物品種保護フォーラムからの要請に基づく専門家の派遣実績

派遣国	研修名	派遣人数	開催時期
韓国	デンドロビウムのTG調和に関する第2回会合	1	2月2~7日
合 計		1	

表 2-2-1① 指定種苗の表示検査実績

種 類	平成25年度		26年度	
	検査点数	不完全表示点数	検査点数	不完全表示点数
食用作物種子	14,321	13 (0.1%)	14,112	33 (0.2%)
花き種子	1,375	0 (0.0%)	1,354	0 (0.0%)
苗もの：食用作物	59	0 (0.0%)	176	33 (18.8%)
苗もの：花き	2	0 (0.0%)	1	0 (0.0%)
合 計	15,757	13 (0.1%)	15,643	66 (0.4%)

表 2-2-1② 指定種苗の表示検査実績（農場別）

(単位：点数)

	本所	北海道中央農場	西日本農場	雲仙農場	沖縄農場	合計
平成25年度	9,444	1,213	3,921	1,179	0	15,757
26年度	9,405	1,215	3,672	1,181	170	15,643

表 2-2-2① 指定種苗の集取点数及び発芽検査実績 (単位：点数)

検査時期	平成25年度		26年度	
	集取点数	検査点数	集取点数	検査点数
前期	1,461	1,461 (43)	1,481	1,481 (44)
後期	1,582	1,582 (27)	1,577	1,577 (39)
合計	3,043	3,043 (70)	3,058	3,058 (83)

注1：カッコ内は表示発芽率に満たなかった点数

注2：前期は秋蒔き用種子の検査、後期は春蒔き用種子の検査

表 2-2-2② 指定種苗の集取点数 (農場別) (単位：点数)

	本所	北海道中央農場	西日本農場	雲仙農場	沖縄農場	合計
平成25年度	1,762	214	833	234	0	3,043
26年度	1,731	224	834	254	15	3,058

注1：カッコ内は表示発芽率に満たなかった点数

表 2-2-2③ 指定種苗の発芽検査実績 (農場別) (単位：点数)

	本所	北海道中央農場	西日本農場	合計
平成25年度	1,762	214	1,067	3,043
26年度	3,058	—	—	3,058

表 2-2-3① 指定種苗の病害検査実績 (単位：点数)

病害の種類	平成25年度	26年度		
		前期	後期	合計
にんじん黒斑病	84 (17)	46 (8)	39 (3)	85 (11)
えんどう褐斑病・褐紋病	43 (3)	42 (7)	—	42 (7)
いんげんまめ炭そ病	57 (1)	22 (2)	35 (0)	57 (2)
ゆうがおつる割病	12 (0)	—	12 (検査中)	12 (検査中)
合計	196 (21)	110 (17)	86 (検査中)	196 (検査中)

表 2-2-3② 指定種苗の病害検査実績 (農場別) (単位：点数)

	本所	北海道中央農場	西日本農場	合計
平成25年度	64	89	43	196
26年度	196	—	—	196

表 2-2-4① 指定種苗の品種純度検査実績

平成25年度		26年度	
種 類	検査点数	種 類	検査点数
だいこん	27(0)	かぶ	30(1)
たまねぎ	20(0)	在来なたね	22(0)
なす	15(0)	そらまめ	7(検査中)
レタス	21(0)	はくさい	27(1)
ほうれんそう	24(0)	アスパラガス	12(検査中)
すいか	10(0)	トマト	6(検査中)
きゅうり	10(0)	しゅんぎく	17(0)
ブロッコリー	16(0)	えだまめ	20(0)
ねぎ	15(0)	パセリ	6(0)
かぼちゃ	10(0)	ごぼう	3(0)
セロリー	5(0)	とうもろこし	21(0)
合 計	173(0)	合 計	171(検査中)

注：カッコ内は、検査が終了したもののうち、指定種苗の生産等に関する基準に満たなかった点数

表 2-2-4② 指定種苗の品種純度検査実績（農場別）

	北海道中央農場	西日本農場	合計
平成25年度	15	158	173
26年度	59	112	171

表 2-2-5 指定種苗の遺伝子組換え種子検査実績

年 度	とうもろこし	
	配列の種類	検査点数
25年度	Bt10、CBH351	36(0)
26年度	—	—

注 1：カッコ内は、遺伝子組換え種子の混入が認められた点数

注 2：26年度は農水省の指示で検査を実施していない

表 2-2-6 遺伝子組換え種子モニタリング実績

年 度	とうもろこし		えだまめ	
	系統の種類	検査点数	系統の種類	検査点数
25年度	Bt11、Event176、GA21、MON810、T25、TC1507、NK603、DAS59132	36(1)	GTS40-3-2	12(0)
26年度	Bt11、Event176、GA21、MON810、T25、TC1507、NK603、DAS59132	36(検査中)	GTS40-3-2	12(検査中)

注 1：()内は、検査対象の配列が検出された点数であるが、混入系統は特定できなかった。

注 2：とうもろこしの GM 種子検査は、p35S 及び pNOS-ter を用いて 1 次スクリーニングを行い、陽性であった品種について系統判別検査を行った。

表2-2-7 I S T A 熟練度試験の結果

(1) 種子検査

ROUND	検査の種類及び結果				
	純潔検査	発芽試験	異 種 種 子 の 同定	混合種子	含水量測定
14-1 エンドウ	—	A	—	—	A
14-2 アスター	—	A	—	—	—
14-3 コムギ	A	A	B	—	—

注：評価は、A、B、C、BMP (below minimum performance) の4段階である。

(2) 遺伝子組換え種子検査

ROUND	検査の種類及び結果	
	定性検査	定量検査
18 とうもろこし	A	—
19 えだまめ	C	C

注：評価は、A、B、C、BMP (below minimum performance) の4段階である。

表2-2-8 依頼検査の結果

(1) 種子検査の実績

種 類	平成25年度		26年度	
	件数	点数	件数	点数
国内種子検査	179(0)	771(0)	240(0)	1,002(0)
国際種子検査	155(0)	341(0)	164(0)	354(0)
合計	334(0)	1,112(0)	404(0)	1,356(0)

注：カッコ内は50日以内に報告できなかった数である。

(2) 放射性物質検査の実績

証明の種類	件数	点数
種子	4(0)	9(0)
植物体	1(0)	1(0)
土壌	0	0
合計	5(0)	10(0)

注：カッコ内は50日以内に報告できなかった数である。

(3) 生産履歴証明の実績

証明の種類	件数	点数
現地調査	0	0
裏付け証明	19(0)	34(0)
書類調査	0	0
合計	19(0)	34(0)

注：カッコ内は50日以内に報告できなかった数である。

表2-2-9 ECナショナルカタログ登録品種に係る検査実績

	平成25年度	26年度
記録の作成及びサンプルの保管検査	8業者13種類	5業者12種類
事後検定	11種類79品種	13種類58品種

表 2-3-1 原原種の需要量と供給量

	原原種等 需要数量	原原種等生 産計画数量 A	原原種等 生産数量 B	生産計画 達成率 B/A	原原種等 申請数量 C	原原種等 配布数量 D	申請数量 充足率 D/C	販売価格 (円)
26年秋植用ばれいしょ原原種(袋(20kg))	2,702 (2,568)	2,665 (3,066)	3,964 (3,356)	148.7 (109.5)	2,355 (2,810)	2,355 (2,810)	100.0 (100.0)	2,849 (2,770)
27年春植用ばれいしょ原原種(袋(20kg))	63,360 (65,575)	65,497 (66,784)	68,709 (69,074)	104.9 (103.4)	58,941 (65,166)	58,941 (65,156)	100.0 (100.0)	2,849 (2,770)
27年秋植用ばれいしょ原原種(袋(20kg))	2,477 (2,702)	2,790 (2,665)	— (3,964)	— (148.7)	— (2,355)	— (2,355)	— (100.0)	2,849 (2,849)
26年夏植用さとうきび原原種(千本)	1,235 (1,069)	1,459 (1,185)	1,235 (1,283)	84.6 (108.3)	1,040 (1,283)	1,040 (1,283)	100.0 (100.0)	1,410 (1,390)
27年春植用さとうきび原原種(千本)	1,037 (961)	1,296 (1,207)	849 (1,045)	65.5 (86.6)	849 (1,045)	849 (1,045)	100.0 (100.0)	1,410 (1,390)
27年夏植用さとうきび原原種(千本)	1,271 (1,235)	1,502 (1,459)	— (1,235)	— (84.6)	— (1,040)	— (1,040)	— (100.0)	1,410 (1,410)

注1：ばれいしょ原原種申請数量及び配布数量には特別種苗及び年度を越えての追加申請配布分を含む。

注2：27年秋植用ばれいしょ原原種の原原種等生産数量は見込み数量である。

注3：27年春植用さとうきび原原種の原原種等生産数量は見込み数量である。また、26年夏植用さとうきび原原種は栽培中である。

注4：カッコ内は、前年度実績である。

表 2-3-2 病害罹病率、萌芽率及び発芽率

	収穫直前の検定における 罹病率(%)	病害 罹病率(%)	配布した原原種の 萌芽率及び発芽率(%)
26年秋植用ばれいしょ原原種		0.000	99.8
27年春植用ばれいしょ原原種		0.000	98.9
26年夏植用さとうきび原原種		0.000	93.9
27年春植用さとうきび原原種		0.000	92.3

注1：病害罹病率(%)及び萌芽率・発芽率はセンター全体での平均値である。

注2：26年春植用さとうきび原原種は鹿児島農場のみの値で、沖縄農場分については生産中である。

表 2-3-3 26年度改善計画における改善事項の例

作物名	指 摘 事 項	改 善 事 項 の 例
ばれいしょ	<ul style="list-style-type: none"> 品種によって、萎びや腐敗が多く、萌芽も不良であった。 品種によって、ウイルス病の罹病率が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 適期の栽培管理、栽培期間確保及び適切な施肥量(窒素分)により熟度を高め、丁寧な収穫作業の遵守し、適切な風乾管理を実施するとともに、選別では適切な流量調整を行うなど、選別体制を強化する。 生育期間を通じて病害虫防除と病株・異常株等の抜取を徹底するとともに、農場周辺の環境浄化対策として種ばれいしょの更新について協力依頼を行う。
さとうきび	<ul style="list-style-type: none"> 多少の発芽不良、メイチュウ被害がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 選別を徹底するとともに、早期配布に努め、輸送中の損傷を軽減させるよう、苗の取扱いについて情報提供や注意喚起を行う。また、メイチュウ対策として、フェロモントラップによる発生予察に努めるとともに、雑草対策を強化し、メイチュウの発生が確認された場合は速やかに薬剤防除を実施する。

表 2-3-4 アンケート結果

農協等向アンケート				
	回答 農協等数	送付 農協等数	回収率	総合評価
春植用ばれいしょ	78 (81)	79 (82)	98.7% (98.8%)	3.8 (3.8)
秋植用ばれいしょ	18 (21)	20 (21)	90.0% (100.0%)	4.3 (4.0)
春植用さとうきび	45 (38)	43 (38)	104.7% (100.0%)	4.5 (4.3)
夏植用さとうきび	48 (48)	46 (48)	104.3% (100.0%)	4.3 (4.4)
全 体	189 (188)	188 (189)	100.5% (99.5%)	

注：カッコ内の数値は、25年度実績である。

表 2-3-5 ばれいしょ原原種についての主なクレームの内容と対応

内 容	対 応
正味量不足（1件）	製袋作業から出荷までの期間が長くなったため、塊茎の減耗が進み、着荷時に規定の重量がを下回ったものであることを説明するとともに、不足分については備蓄品から補填した。
貯蔵中の腐敗（2件）	原因については、収穫や選別時に生じた傷等から侵入した菌類によるものと説明し、除去して使用していただくようお願いした。また、除去により発生した不足分については備蓄品から補填した。

表 2-5-1 調査研究成果の発表等

区 分	講演・論文等の名称	氏 名	学会・書誌等の名称 及び 掲載ページ
学会での発表	Seed health test for bacterial fruit blotch in cucurbits using the sweat-bag seedling method.	Masatoshi SATO, Hiroki TAKAHASHI, Takashi SHIRAKAWA*	I S T A 健全種子シンポジウム (2014年6月、イギリス)
	Seed health test for bacterial fruit blotch in cucurbit seeds by sweat-bag seedling method.	Masatoshi SATO	I S H I - V e g 会議 (2014年9月、フランス)
	PCR-マイクロプレートハイブリダイゼーションによるジャガイモ黒あし病の病原細菌3種の検出と同定	不破秀明、畑谷達児*、堀田光生*、田中文夫*	日本植物病理学会北海道部会 (2014年10月)
	バレイショ水耕栽培での養分と日長が移植苗の初期生育に及ぼす影響	不破秀明、郷家一広、岩間和人*	日本育種学会・日本作物学会北海道談話会 (2014年12月)
	バレイショ塊茎の打撲症状軽減を目的とした水溶性カルシウム剤の施与が塊茎内カルシウム含量に及ぼす影響	兼城友彰、不破秀明、岡田薫、郷家一広、岩間和人*	
学会誌等に 掲載された 論文等	新たなSSRマーカーを用いた日本なしDNA品種識別技術の開発と試験室内妥当性確認	成田知聡、丹羽優治、大崎学、寺上伸吾*、國久美由紀*、齋藤寿広*、西谷千佳子*、山本俊哉*	DNA多型Vol.22 No.1 (2014年) 74-76
	種苗管理センターにおける原原種生産とジャガイモウイルス病対策の現状	木村鉄也	いも類振興情報121号 (2014年) 8-14

注：氏名の*印は、種苗管理センター以外の者である。

表 2-5-2 その他の要請に基づく職員の海外派遣実績

案 件	派遣先	派遣者	派遣期間
栽培試験実施マニュアルについての指導	タイ	国際協力役	5月25～28日
台湾種苗改良繁殖場 (TSIPS) 他訪問	台湾	病害検査課長	12月14～20日
台湾種苗改良繁殖場 (TSIPS) との技術協力に係る覚書の締結	台湾	理事長、病害検査課長、国際協力役	12月15～17日

注：JICAからの要請に基づく職員の海外派遣はなかった。

表2-5-3 JICAからの要請に基づく研修の受入実績

案件	派遣元	人数	開催期間
集団研修「農業生産システム強化のための種苗の品質管理制度」	ブルキナファソ、カンボジア、エチオピア、インドネシア、ケニア、ラオス、マレーシア、モルドバ、ミャンマー、スリランカ及びベトナム	11	7月18～10日3日
スリランカ国別研修「種子行政」	スリランカ	2	7月29日
スリランカ国別研修「種子検査」	スリランカ	3	11月11日～13日、17～20日
合 計		16	

表2-5-4 その他の要請に基づく研修等の受入実績

案件	派遣元	人数	開催期間
筑波大学STREPS研究員来所	メキシコ	1	8月29日
日ロ農業技術交流に係る「ウイルス・ウイロイドフリー化技術開発に関する研修交流」調査団来所	ロシア	3	11月5日
栽培試験技術研修	韓国国立種子院（KSVS）	2	11月17、20～21日
合 計		6	

表2-6-1 遺伝資源業務実施状況

		計 画	実 績	達成率
栄養体保存点数		11,257点 (11,215点)	11,235点 (11,185点)	99.8% (99.7%)
	うち二重保存点数	—	2,773点 (1,461点)	—
種子再増殖点数		755点 (655点)	744点 (633点)	98.5% (96.6%)
特 性 調 査	一次特性 調査項目	11,195点 (9,745点)	11,156点 (9,768点)	99.7% (100.2%)
	二次特性 調査項目	245点 (352点)	279点 (325点)	113.9% (92.3%)
	三次特性 調査項目	481点 (559点)	481点 (559点)	100.0% (100.0%)
	計	11,921点 (10,656点)	11,916点 (10,652点)	100.0% (100.0%)
小麦及び大麦播性調査		3,000点 (3,000点)	3,000点 (3,000点)	100.0% (100.0%)

注1：カッコ内の数値は、25年度実績である。

注2：播性調査の25年度実績は小麦のみである。

表3-1 一括調達の実績

年度	件数	契約金額(千円)	機器名等
平成23	6	30,891	損害保険、パソコン等
24	3	21,952	農薬、肥料等
25	4	15,670	損害保険、パソコン等
26	6	38,725	損害保険、農薬等

表3-2 中古農業機械使用導入実績

年度	件数	契約金額(千円)	機器名
平成23	1	195	ハンマー型草刈機
24	0	0	
25	0	0	
26	0	0	

表3-3 レンタル実績

年度	件数	契約金額(千円)	機器名
平成23	18	2,806	フォークリフト、バックホー等
24	14	2,907	フォークリフト、ホイルローダー等
25	18	2,451	フォークリフト、ホイルローダー等
26	15	2,756	フォークリフト、ホイルローダー等

表3-4 管理換実績

年度	機械名	引渡元	受入先	取得予想金額(千円)
23	リバーシブルプラウ	八岳農場	孺恋農場	935
	ホイルトラクタ	八岳農場	孺恋農場	683
	ポテトハーベスタ	八岳農場	孺恋農場	4,172
	ポテトハーベスタ	八岳農場	孺恋農場	120
	23年度計4件			5,910
24	ブルドーザ	八岳農場	胆振農場	518
	ロータリーハロー	中央農場	胆振農場	546
	蒸気土壌消毒器	中央農場	胆振農場	281
	ブームスプレーヤー	八岳農場	孺恋農場	2,338
	エライザ搾汁機	八岳農場	雲仙農場	108
	振とう恒温槽	本所	胆振農場	128
	高圧蒸気滅菌器	本所	中央農場	119
	ディスクハロー	八岳農場	孺恋農場	73
	フロントウエイト	八岳農場	孺恋農場	122
24年度計9件			4,235	
25	播種機	西日本農場	雲仙農場	770
	土壌作物体総合分析装置	孺恋農場	西日本農場	2,699
25年度計2件			3,469	
26	馬鈴薯選別プラント自動秤量機	八岳農場	孺恋農場	130
	26年度計1件			130